

早稲田政治経済学雑誌 第 400 号 暫定目次*

特 集 新入生歓迎シンポジウム

日本の財政をどう考えるか	別所俊一郎	2
比較政治学から国際問題を考える ——アメリカ・メキシコ間の移民問題を事例に——	高橋百合子	7
『東アジアの国際関係史：ロシアと日本の関係を通じて』	Yaroslav SHULATOV	14

投稿論文

トランプ政権における人権外交論の再編とアメリカ例外主義の現在地 ——『不可譲の権利委員会報告書』（2020 年）から考える——	小 阪 裕 城	19
--	---------	----

*この目次は、オンライン上で先行して発行する論考のみから成る暫定的なものです（2025 年 3 月 31 日時点）。

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

日本の財政をどう考えるか

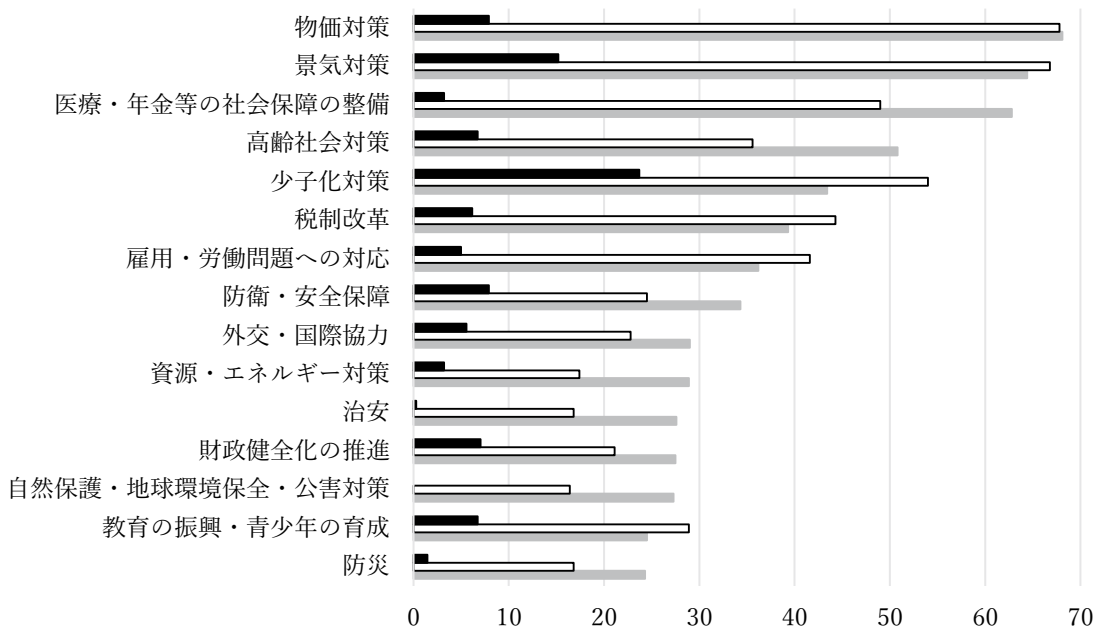
別所俊一郎*

こんにちは。政治経済学部の特集です。新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。また、今日は足元の悪いなかご出席いただきましてありがとうございます。政治経済学部に入學して、希望に満ち溢れている人も、不安にさいなまれている人もいるかもしれません。これからやりたいことやしてみたいこともそれぞれに考えているかもしれません。なのですが、大学は研究と教育の機関なので、今日は研究や学問の話をしようと思います。

では始めましょう。私の専門は財政学ですので、財政にまつわる話をします。財政とは政府が行う経済活動のことをいいます。政府は補助金を出したり税金を取ったり、いろいろなことをしていま

す。そこで、今日の話の最初に、皆さんが政府に対してどのように思っているかを聞いてみたいと思います。

政府はときどき世論調査を行っています。そのなかに「国民生活に関する世論調査」というのがあって、そのなかに「あなたは、今後、政府はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか」という質問があります。皆さんにもこの質問に答えていただきましょう。もとの質問では33個の選択肢を示して、複数回答で答えさせているのですが、33個はちょっと多すぎるので、回答が多かった15個を使います。また、複数回答ではなくて一つだけ選ぶことにします。もしお持ちでしたら、スマートフォンを用意して回答してください。



* 早稲田大学政治経済学術院教授

さて、皆さんの回答と実際の世論調査の結果はこうなっています。黒い棒グラフが皆さんの回答、白いのが実際の調査での18から29歳の結果、灰色は全体の結果です。単一回答と複数回答の違いがあるので、今回のアンケートと実際の調査結果では全体的な高さに差があります。今回のアンケートで最も多いのは少子化対策です。他方、実際の調査結果を見ると、景気や物価に続いて社会保障や税制に要望が多いことがわかります。

たしかに、「財政を研究しています」というと、よく聞かれる質問が二つあって、その一つは「年金はもらえるんですか？」というものです。もう一つは「消費税はどれくらい上がるんですか？」というものです。

こういった質問は、財政状況がどうなっているかを知りたいという質問なので、「実証的な」質問といいます。財政や経済や社会を考えるときにはこのような実証的な考え方のほかに、どのようにあるべきなのかを問う「規範的な」質問があります。実証的な問いにも規範的な問いにも、さまざまな視点からの問いがありえます。そのことについて、税制を例にとってお話します。

まず、規範的な問いについてです。税についての規範的な問いとは、おおまかにいうと、どのように税をとるべきなのか、という問いです。つまり、誰から・どれくらい・どうやって、という問題です。基本的には、現代日本においては、取った税金は国民や住民みんなのためになるように使われるはずなので、税金も基本的にはみんなから公平に取るべきと考えられます。

いま「公平に」と言いましたが、どれくらい・どうやって取れば公平なのでしょう。全員から同じ金額だけとれば公平とも限りません。政府の提供するサービスを多く使ったり、政府に多くお世話になったりする人が多く支払うべきかもしれませんし、お金持ちが多く支払うべきかもしれません。政府が提供するサービスを多く使う人のほうが多く税金を払うべきだという原則を応益原則と呼びます。お金持ちが多く支払うべきだという原則のほうは応能原則と呼ばれます。応能原則はさらに、同じくらい裕福なら税負担も同じくらいであるべきだという水平的公平性と、より裕福で

あれば税負担はより重くあるべきだという垂直的公平性に分けて考えることができます。

水平的公平性も垂直的公平性もずいぶん当たり前の原則のように聞こえるかもしれませんが、実際の制度にしようとするといろいろと問題があります。たとえば「同じくらい裕福」というのはどうやったら分かるのでしょうか。垂直的公平性についてはもっと難しいでしょう。年間の所得が300万円の人と3000万円の人がいたとして、税金の額はどれくらい差がつけばいいのでしょうか。両方とも10%だけ払えばいいという人もいるかもしれませんが、所得300万円の人が30万円払うのなら、3000万円の方は300万円よりもっと払ったほうがいいのかという人もいるかもしれません。このあたりの考え方は経済学というよりも哲学の話に近く、学術院長の斎藤先生のご専門に近いかもしれません。

規範的な問いについてはこれくらいにして、実証的な問いについてお話ししましょう。実証的な問いというのは、「どうなっているのか」という問いのことでした。税金がどうなっているのかは、現代日本では法律で決められているので、法律を見れば誰がどれだけ取られているか分かる、と思うかもしれませんが、それほど簡単ではありません。日本にもいろいろな税があります。給料をもらったり株式投資で儲けたりすると所得税を払いますし、買い物をすれば消費税を払います。家を持っていれば固定資産税を払いますし、うっかり遺産を相続すると相続税を払わなければならないこともあります。また、法人税と言って会社が払う税もあります。会社は人ではないので、会社が払う税金はめぐりめぐってどこかの誰かが払っているはずです。その会社が売っている製品の価格が上がるという形で消費者が負担しているかもしれませんし、給料が低くなるという形で従業員が負担しているかもしれませんし、株価が下がるという形で株主が負担しているかもしれません。数にして60%以上の企業は法人税を払っていないのですけれども、法人税の税収はかなり大きいです。そうすると結局のところ、どのような人がどれくらいの税を負担しているかというのはそんなに明らかではなく、ということは、税制を変えると誰の負担がどれくらい変わるかもそんなに明ら

かにはなっていません。

誰がどれくらい負担しているかという問いと関連した、経済学の分野で重要な問いに、税によって人々の行動がどれほど変わっているか、という問いがあります。税を進んで払いたいという人はあまりいませんから、行動を変えることで税負担が減るのなら、合法的に行動を変えるという人はいます。

行動変容をもたらす税の有名な例の一つは、イングランドやオランダで17世紀から19世紀あたりに見られた窓税です。例えばイングランドでは、名誉革命や対フランス戦争の費用を賄うため、ガラス窓の数に応じて税が課されました。これが窓税です。当時はガラス窓は贅沢品だったので、ガラス窓をつけることができる人は裕福な人とみなされていたのです。この窓税を避けるために、窓を埋める人が続出しました。今でもイングランドやオランダではこの埋められた窓を見ることができます。窓が埋められたために、風通しや日当たりが悪くなって健康被害が出たともいわれています。似たような例に、江戸時代の日本にあった間口税があります。

次にお話しされるシュラトフ先生がご専門のロシアでは、17世紀末にピョートル大帝がひげ税を課していました。当時のロシアでは男性がひげを生やすことが多かったのですが、ヨーロッパの先進国では男性がひげを剃ることが多かったそうで、ロシアを先進国家にしたかったピョートル大帝はひげを生やした男性からひげ税をとることにしました。税を払ってもひげを生やす男性も多かったそうですが、これは、税によって行動変容を促している一例です。

窓税やひげ税など歴史上の税の話をしました。税によって人の行動が変わるということ自体は現在でも変わりません。ひげ税のように、税を使って政府の意図した方向に人々の行動を変容させようとする税もあります。酒税やたばこ税のほか、地球温暖化対策に用いられる炭素税・ガソリン税などはその例です。

税収の大きな所得税や法人税も人々の行動を変えます。所得税はいろいろな所得に対してかかりますが、労働所得税と呼ばれる給料に対する税を考えましょう。給料が増えると税金が増えるとい

う仕組みのもとで、給料を増やすためにはがんばって働かなくてはならないとすると、がんばって働いても給料の一部が税金として取られるのならそんなにがんばらなくてもいいやと思う人も出てくるでしょう。新入生の皆さんはこれまでたぶんがんばって勉強してここにいらっしゃると思うのですけれども、高い所得を得ることができても所得税でいくらかとられてしまうということが分かれば、大学で勉強していい成績をとる気がなくなってしまうかもしれません。あるいはそもそも大学に行かなくてもいいという人が増える可能性もあります。もちろん、税金を取られるからこそ、取られる前の給料がより多くなるようにがんばろうと思う人もいるかもしれません。また、より税金の低い国に移住してしまおうと思うかもしれません。

会社の利益にかかる法人税については、税金の低い国に移ってしまおうという影響がより強く現れるようです。多くの国にまたがって活動している企業についてはとくにその傾向があります。

もし各国の政府が、課税に対するこのような行動の変化を知っているとすると、税の設計には、税を払う個人や会社の行動変化を織り込む必要があるでしょう。所得税が高いと人々が働かなくなるということなら、所得税の税率を低くするかもしれません。日本では1980年代後半から超富裕層に対する税率が引き下げられてきましたが、その背景にはこのような心配があったとされています。また、法人税が高いと企業がその国から出て行ったり、あるいは投資をしてくれなかったりすれば、政府は法人税率を引き下げようとするでしょう。このとき、税率はほかの国より低くないといけませんから、ほかの国よりも税率を引き下げようとする競争、つまり租税競争が起きるかもしれません。じっさい、世界的に見ると1980年代あたりから先進各国は法人税率を引き下げてきており、引き下げすぎた法人税をどうするかということが議論されています。

税によって人の行動が変わるとすると、税制を変えたときにどれくらいの税収が得られるかということとは人の行動の変化の仕方によって異なることになります。簡単な例として、年収500万円の人に10%の所得税がかかっていて50万円の税収

が得られている状況を考えましょう。ここで、所得税の税率を 20% に上げると税収が 100 万円になるかというとは限りません。税金が上がったためにやる気がなくなってしまい、年収そのものが減ってしまうかもしれません。逆に、税でとられてしまうからこそ手取りを維持するために年収を増やそうと思うかもしれません。あるいは、給料や労働条件は会社との契約で決まっていてとくに変化がないかもしれません。どのような人がどのような反応をどれほどするかは、理論的にはよくわからないので実際に調べてみないとわからない、つまり実証的な課題です。わたしの研究テーマのひとつはこのあたりにあります。

たとえば、所得税の税率を変えると人々の働き方がどう変わるかはどうやって調べればよいのでしょうか。働き方といういろいろな側面があるので、ここでは労働時間だけが変化するとしましょう。税率が違えば労働時間が違うということを調べるには、税率が違う人たちのデータを探す必要があります。もし全員の税率が同じなら、労働時間の違いは税率の違いの結果ではないからです。さて、いまの日本の税制では所得が大きいほど税率が高い仕組みになっています。これは、ちょっと前に話した、垂直的公平性を考慮したものです。人によって税率が違うのですから、所得が低くて税率が低い人の労働時間と、所得が高くて税率が高い人の労働時間を比べれば、税率を変化させたときの労働時間の変化がわかるのでしょうか。残念ながらそう簡単ではありません。所得が低い人と所得が高い人では、税率以外にも違うところがたくさんありそうです。それは、仕事の種類であったり、仕事に対する考え方であったり、進め方であったり、いろいろです。そしてこれらの要因は、労働時間が違う原因にもなっているそうです。所得が低い人は労働時間が短く、所得が高い人は労働時間が長いとすると、単純に比べただけでは、税率が上がると労働時間が長くなるという結論になりますが、実際には、所得が高い人が長い労働時間を苦手と思わないだけなのかもしれません。

税率が違えば労働時間も違うということをきちんと測る理想的な方法は、実験です。皆さんも小学校や中学校や高校で、とくに理科で、実験をしてきたと思いますが、その実験です。条件を変え

るとどのように結果が変わるかを調べるためのきちんとした方法の一つは、社会科学においても実験です。所得税を変えると労働時間が変わるかどうかを調べたければ、所得税を変更して労働時間がどうなるかを調べればよいのです。長い労働時間を苦手としない人の税率が高いというような状況だときちんと測れないわけですから、できれば、クジをひくとかサイコロを振るとかしてそれぞれの人の税率を決めて、労働時間を観察するのが理想的です。

とはいうものの、人々の税率をクジで決めてばらばらに割り当てるというのは、似たような例がないわけではないですが、そんなに現実的ではありません。ではどうすればいいのでしょうか。仕方がないですから、個人の税率や労働時間やその他もろもろのデータを集めて、そのデータから言えることを考えるしかありません。たとえば、税制が変化したときに変化前と変化後のデータがあれば、前後を比較すると何かわかるかもしれません。

さて、データの分析によって、税制の変化によって人々のどのような行動がどれほど変化するかを実証的に分かれば、最初のほうで述べた規範的な観点を組み合わせることで、今後の税制のあるべき姿を描くことができます。

しかし実際のところ、税制はこのような手続きを経て決められてきたわけではありません。税制は人々の生活に直結しているため、さまざまな人たちが税制の設計に影響力を及ぼそうとし、政治的に決められてきたのも一因です。先ほどご登壇の高橋先生の専門とも関係しますが、政治家が「票を買う」ために税制を操作した可能性もあります。

私の話の最初のほうで行った政府に対する要望についての結果を思い出してください。どんなひとでも、自分の税は低いほうがいいし、自分に関係する政府サービスは充実してほしいものなのです。

このような状況の下で、規範的に、あるいは社会的に望ましい政策を決めていくためには、実証的な分析した研究結果の蓄積が必要です。実証的な分析には歴史的なものも含めてさまざまな手法

がありますが、統計的な分析も手法の一つです。日本では、統計分析に利用できるデータがそれほどありませんでした。ほかの国では、所得や労働時間や関連するいろいろな事柄についての個人レベルのデータがいろいろと整備されてきましたが、日本ではそれに比べるとそのような動きは大きくありませんでした。しかし、近年では日本においては国税庁のもつ税務データが研究目的で利用できるようになるなど、さまざまなデータが使えるようになってきており、学部生の皆さんもアクセスできるデータも増えてきました。

今日お話ししてきたように、規範的な研究であれ、実証的な研究であれ、皆さんが取り組むことのできる、あるいは貢献できる、そして楽しむことのできる研究テーマはさまざまにあります。経済社会は複雑ですし、手法を身に着けるには勉強

しないといけないこともあります。なので、研究の過程ではさまざまな間違いや失敗をするでしょう。しかし、大学は研究上の間違いや失敗について基本的には寛容なところです。失敗を経て学んだことはなかなか忘れないものです。みなさんにも多くの失敗をしてほしいと思っています。また同時に、教員の失敗にも寛容であってほしいとお願いして、私のお話を終わります。

【推薦図書】

ダロン・アセモグル，サイモン・ジョンソン，（鬼澤忍・塩原通緒訳）2023. 技術革新と不平等の1000年史（上・下），早川書房。
浅古泰史，2024. 謎解きゲーム理論，大和書房。
ランディ・パウシュ，ジェフリー・ザスロー（矢羽野薫訳），2013. 最後の授業 ほくの命があるうちに，SB文庫。

比較政治学から国際問題を考える

——アメリカ・メキシコ間の移民問題を事例に——

高橋百合子*

早稲田政経からの歩み

皆さん、こんにちは。ご入学おめでとうございます。ご紹介にあずかりました政治経済学部政治学の教員の高橋百合子と申します。2024年の4月になりまして900名近い新入生の皆さんを政治経済学部の一員としてお迎えすることができ、教員の1人として大変うれしく思います。そして、このように新入生の皆さんの前で政治学、私の研究についてお話しする機会を頂き、とても感慨深いです。約30年前の4月、私も皆さんと同じように、早稲田大学の政治経済学部に入りました。早稲田大学で過ごした4年間、勉強だけでなくとても貴重な経験をさせていただきました。今振り返ってみると、早稲田大学の政治経済学部で学んだことは、私の研究者としてのキャリア形成において礎になっています。

今日は、早稲田の政経を卒業してからの歩みを振り返りながら、私の研究のお話をさせていただきますと思います。私の専門分野は、比較政治学、政治学全般になりますが、特にラテンアメリカ地域の政治を研究対象としています。具体的に、貧困層や移民等、社会的に脆弱な立場にいる人々の政治意識や行動について研究を行ってきました。私は高校生の頃から、途上国・新興国では、なぜ格差や貧困がなくなるのだろうか、ということに疑問を抱いてきました。こうした格差や貧困の問題について勉強したいと思い、早稲田の政経学部を第1志望として受験勉強に励みました。

そして、早稲田大学の政治経済学部の経済学科

に入学しました。大学入学後は、日本における開発経済学の先駆者である西川潤先生のゼミでの勉強や、英語とスペイン語の習得に励みました。スペイン語については、山崎眞次先生という方が、ラテンアメリカで話されているスペイン語や、メキシコの魅力を教えてください、それが契機となってメキシコへ惹かれてゆきました。そして、3年生が終わる頃、現地でスペイン語を勉強したいと思うにいたり、政府交換留学生として1年間、メキシコのグアダハラハラ大学へ留学しました。

この留学経験を通して、格差や貧困問題は確かに経済的な問題なのですが、政治が大きく関わっていることに気づいたのです。多くの国の政府は、こうした社会の問題に取り組むために、社会保障や社会的保護を充実させるために、国民から税金を徴収して恵まれない人を対象として所得再分配政策を実施します。所得格差が大きいならば、富裕層へ高い税率を課すなどして、積極的に所得再分配を進めるのが望ましいのでは、と考えられます。格差の指標であるジニ係数で見た場合、メキシコをはじめとする多くのラテンアメリカ諸国は、格差が大きい国なのです。ところが、こうした国々は、相続税率が極めて低いなど、富裕層に対して積極的な課税を行っていないのです。その理由は、富裕層は大きな政治力を持っているため、自分たちに不利になるような税制改革には強く反対するからです。そのため、格差や貧困を是正することは難しくなることを学んだのです。つまり、格差や貧困問題を理解するためには、政治を理解することが大切なのです。

その後、帰国して就職活動もしたのですが、当時、女子学生が総合職につくことは非常に難しかったとの事情がありました。私は、ラテンアメリ

* 早稲田大学政治経済学術院准教授

カを含む途上国へ駐在できる可能性のある会社へ行きたいと思っていました。なんとかある会社から内定をいただいたのですが、入社しても、途上国へ駐在させてもらえそうにないことが分かりました。そのため、大学卒業してすぐにメキシコに飛んで、在メキシコ日本国大使館で、2年間、在外公館派遣員という仕事をさせていただきました。その仕事を通して、メキシコと日本の外交、メキシコの生の政治に触れる中で、政治の仕組みについて体系的に勉強したい、と思うに至りました。

その思いを実現するために、日本に帰ってから東京大学の教養学部へ学士入学しました。改めて大学で勉強する環境に身を置いてみると、自分が関心を抱くことを勉強するのは本当に面白くありませんでした。一度社会へ出てから学校へ戻ると、思い切り勉強に没頭できることに大きな喜びを感じました。そして、「職業」として政治学に携わりたいと思うに至り、本格的に政治学を学ぶために、そのまま大学院に進んで東大で修士号を取得しました。

しかし、当時、比較政治学を体系的に学ぶためには、アメリカの大学院へ行く必要がありました。比較政治学と、ラテンアメリカなどの地域研究の両方に強い大学院へ出願し、コーネル大学から5年間奨学金を頂きつつ、研究する機会をいただきました。コーネル大学では、厳しい政治学のトレーニングに加えて、統計学の勉強にも専念しました。博士論文では、メキシコの貧困削減政策について執筆しました。博士論文の研究を進めるために、ハーバード大学で半年間研究する貴重な経験もさせていただきました。何とか博論を仕上げるのができ、運良く神戸大学というところで就職する機会をいただきました。

神戸大学では10年間勤務し、授業では途上国・新興国の政治を教えつつ、自分の研究としては、博論で扱ったメキシコの他にも、ブラジル、チリにも現地調査へ赴きつつ、ラテンアメリカにおける貧困削減政策についての研究を続けました。その後、2016年に、母校の早稲田大学政治経済学部でお仕事をさせていただく機会に恵まれました。それから、2021年の9月から2024年8月までの2年間、在外研究としてカリフォルニア大学のサンディエゴ校で研究をしてまいりました。

在外研究では、研究テーマを貧困削減政策から

移民へとシフトしました。貧困問題について、政策を実施することによって国内で解決方法を探ることも重要です。その一方で、国内で解決策が見つからない場合、人々は移民する、つまり、国外により良い雇用機会を探すという選択肢を検討します。現在に至るまで、アメリカとメキシコの両側から、移民の政治意識・政治行動を研究しています。つまり、一方で、アメリカへ渡ったメキシコ出身移民について、他方で、メキシコ側で、アメリカへ移民することを考えている人々について、同時進行で研究に取り組んでいます。研究を進める過程で、統計データを用いることを主軸にしつつ、実際に現地へ足を運んで、インタビューをしたり、現地の研究者と共同研究をしたりすることを通して、研究対象とする地域についての理解を深めることを重視しています。

比較政治学とは何か？

比較政治学とはどのような学問か、ご存じですか。簡単に述べると、比較政治学とは、外国の政治を研究対象とする学問です。もう少しフォーマルに定義をすると、国内にみられる政治現象を分析対象とし、普遍的な理論を導くことを重視します。例えば、民主主義とか権威主義とか、政治現象を説明する際に、ある国にのみ当てはまる論理を導くのではなくて、汎用性の高い理論を導き出すことを目指す学問です。そこでは、原因と結果とをつなぐ、因果関係を推論することが非常に重要視されています。

比較政治学は、国際関係論と地域研究と密接にかかわっています。しかし、比較政治学、国際関係論、地域研究では、分析対象が異なります。比較政治学は国内の政治現象、国際関係論は国と国との関係や世界レベルで生じる現象を対象として、普遍的な理論の構築を重視します。そして、地域研究は、研究の対象とする地域に対するよい深い理解を目指します。そして、比較政治学が対象とする具体的なテーマは幅広く、国家、政治体制、選挙制度などの政治制度、社会運動、内戦まで、多岐に渡ります。とはいっても、実際に授業を取ってみるまでは、比較政治学とはどのようなも

のか、具体的なイメージを掴みにくいかもしれません。しかし実際には、私たちにとって身近なもので、社会の役に立つ学問だといえます。

皆さんは、高校や中学で、SDGs については触れる機会があったと思います。ご存じの通り、持続可能な開発のための 17 の国際目標には、例えば飢餓をなくそう、不平等をなくそう、ジェンダー平等を実現しよう等、人々の生活を豊かにするための様々な目標が掲げられています。これらの目標の実現に向けて、各国では様々な改革が行われたり、政策に変更が加えられたりしています。しかし、実際、どういった時にその政策変化が起こるのでしょうか。改革や変化がもたらされる過程はどのように特徴づけることができるのでしょうか。政治家、官僚、市民など、どのような人々の行動が、変化を起こすために重要なのでしょうか。また、どのような制度的な条件が整った時に、改革が進むのでしょうか。こうした一連の問いは、比較政治学にとって非常に重要なテーマとして扱われます。皆さんの中にも、こうしたテーマに関心を寄せる方が多くいらっしゃるかと思います。SDGs という馴染みのあるテーマを取り上げてみても、政治学と深く関係していることがお分かりいただけるかと思います。

私の現在の研究テーマである移民は、SDGs の 17 の目標の中には直接含まれないのですが、幾つかの目標は移民現象と密接な重要な関係を持っています。例えば、これまで、より良い雇用機会を求めることが、移民の主要な目的と理解されてきました。しかし、移民の要因は多様化しています。例えば、近年は、干ばつ、洪水、海面上昇などの気候変動を理由に、住む場所を追われる人々が増えています。また、内戦で自分が住む場所が壊滅され、やむを得ず他の場所へと移住を強いられる人々も存在します。メキシコでは、女性をターゲットとした殺害である、フェミサイド (femicide) という犯罪が深刻化しています。ジェンダー差別にもとづく暴力を逃れて国外移住を希望する人も増えています。今述べた例からもわかるように、SDGs の様々な目標とも絡んだ国外への移住の重要性は高まっています。よって、移民問題は、経済学、政治学、にとって、取り組むべき重要なテーマだと思っています。

世界における移民

次に、私が現在取り組んでいる研究についてお話しします。世界には、どれくらいの人が移民となっているかご存じですか。移民とは、自分が生まれた国以外の国に居住する人々と定義されます。世界の人口は、2020 年には 78 億人となりましたが、その約 4%、3.6% に当たる 2 億 8,600 万人の人が、自分が生まれた国とは異なる国に住んでいます⁽¹⁾。その中には、自発的に国外へ移住する人もいれば、やむを得ず母国を離れる人も含まれます。こうした様々な理由により母国を離れた人が、世界人口の約 4% に相当するのです。その内訳を見ると、約半数が女性、若い人も 15% を占め 65 歳以上の高齢者の割合も 12% となっています。このことから、あらゆる人々が、様々な理由で、移民となっていることが分かります。

その中でも、メキシコにとって移民問題は重要です。メキシコはインドとともに、世界でも有数の移民送り出し大国となっています。メキシコの総人口は日本と同じくらいで、約 1.3 億人です。メキシコでは、総人口の 10% を超える人々がアメリカへ移民しています。ただし、この数字は、正規の渡航書類をもって渡米した人々、すなわち、統計上、把握できる移民の数になります。さらに渡航書類を持たずに国境を越えた人々を加えると、アメリカに渡ったメキシコの方々の数はさらに増えます。こうした人々は、一般に「不法移民 (illegal immigrants)」と称されることが多いです。しかし、最近では、不法という用語は適切ではなく、「非正規移民 (irregular immigrants)」と呼ぶことが望ましいと、論調に変化が生じています。非正規移民の方々を加えると、在米メキシコ移民の数は、この約 1.4 倍に上るといわれています。言い換えると、人口の 15% ぐらいがアメリカに移民していることになります。

移民先のアメリカでは、非正規移民の扱いについて政治論争における重要な争点となっています。トランプ前大統領が、移民に対して強硬な立場を貫いていたことはご存じかと思います。トランプ氏が大統領の時、アメリカとメキシコとの国境に

壁を建設するという発言を繰り返していました。このことが象徴するように、アメリカでは選挙の時になると、壁建設の必要性が唱えられ、移民を悪者扱いすることによって社会を分断し、反移民的立場をとる自分への支持者を増やそうとする現象が見られます。つまり、移民問題は政治化しやすい問題であり、それゆえに、政治学にとっても非常に重要なテーマといえます。

このアメリカとメキシコを分かち陸続きの国境は、その距離が3,141キロメートルに及びます。この長い国境線のあらゆるところで、書類を持たずに陸路でアメリカへ渡ろうとする人が絶えません。近年、メキシコをはじめとするラテンアメリカだけではなく、世界中からアメリカへ入国することを目指す人々が、メキシコとアメリカとの国境に押し寄せています。ここでは、コヨーテ(coyote)と称される密航ブローカーにお金を支払って、越境の手助けを求めることが行われています。しかし、途中で組織犯罪に巻き込まれたり、誘拐されたり、砂漠で餓死したりと、非正規に国境を渡ることには、様々な身の危険が伴います。万が一、非正規にアメリカへ入国することができても、テキサス州やフロリダ州など、政治的に保守的な州では、非正規移民に対する取り締まりが強化され、自国へと強制送還される可能性が高まっています。

なぜ移民希望者は、身の危険を冒してまで 国境を越えるのか？

—移民送り出し大国・メキシコの事例—

なぜ移民を希望する人々は、身の危険を冒してまで非正規に国境を越えることを望むのでしょうか。この基本的な問いについて要因を明らかにすることを目指して、我々の研究チームはプロジェクトを始めました⁽²⁾。

実は、メキシコからアメリカに移民したいと思ったとき、正規移民ルートと非正規移民ルートという2つの選択肢があります。正規のルートとは、アメリカ入国前に就労ビザを取得して、合法的に滞在することです。このルートには、アメリカの会社に雇用されたり、研究者やエンジニアなど専門性の高い仕事目的で渡航したりする場合、もしくは、農園で季節労働に従事するために、短期の

雇用ビザを取って行く場合が含まれます。このように、正規のルートを選択する場合、帰国すればメキシコにいる家族と会うことができますし、再びアメリカへ正規に渡航することも可能です。

他方、非正規移民ルートを選択した場合、通常、国境を渡る際に、先ほどお話しした密航ブローカーであるコヨーテを頼ることになります。我々の研究チームが、メキシコで移民経験者に対して聞き取り調査を行ったところ、コヨーテに支払う仲介料の相場は、現在では日本円で200万円へと大きく値上がりしているとのことでした。ただ、より良い経済機会を求めてアメリカへの移民を希望する人にとって、200万円の仲介料を用意することは容易くありません。聞き取り調査によると、家売ってお金を用意したり、親戚に借金をして大金を準備したりするとのことでした。

ただし、コヨーテにお金を払ったとしても、アメリカに必ず確実にたどり着けるわけではありません。例えば、国境を渡る時にアメリカの国境警備隊に見つかって強制送還されたり、コヨーテが途中で裏切り、国境を渡る前に姿をくらましたりする場合は報告されています。さらに、組織犯罪に巻き込まれたり、途中で誘拐されたり、国境を越えた後、アリゾナの砂漠地帯で餓死したりと、コヨーテに大金を払ったからといって、アメリカ国内の目的地へ着くことができるとの保証はないのです。このように、非正規移民ルートには、非常に多くの危険が伴うことが分かります。さらに、正規の移民と異なり、メキシコへ一時帰国をして家族へ会いに行くこともできません。

そうであるならば、正規の移民ルートもあるにもかかわらず、なぜ、危険を伴う非正規ルートを選択してアメリカへ渡ろうとする人が絶えないのか、という疑問が生じます。こうした傾向は、特に若者の移民希望者に多いと考えられています。この問いに対して、まだはっきりした答えは導き出されていません。なぜ正規移民ルートがあるにもかかわらず身の危険が伴う非正規移民ルートを選択してアメリカへ渡る人が絶えないのか。この問いへの答えを探るためには、まず、移民の動機について書かれた、これまでの研究成果を読み込むことから始めます。この先行研究の検討を通して、自分が考える答え、つまり仮説を導きます。そして、仮説が正しいかどうかを確かめるための、

調査をデザインします。私たちが行う研究では、通常、こうした手続きを踏んで、自分たちが立てた問いに対する答えを見つけてゆくのです。

どのように問いに答えるか？ —研究をデザインする—

我々の研究チームは、問いへの答えを次のよう考えました。「メキシコで移民希望者が、身の危険を冒してまで非正規移民ルートによりアメリカへ行くことを望むのは、そのリスクに関する十分な情報を持っていないからではないか。リスクについての正確な知識が不足しているから、特に若い人たちは、アメリカへ行けばより良い生活を送ることができるというアメリカンドリームを信じて、越境に伴うリスクを過小評価していると考えられる」との仮説を導きました。

私たちの仮説が本当なのかどうか確かめるために、フィールド実験というものを行いました。フィールド実験とは、仮説の正しさを確かめるための一つの研究方法と考えていただければ、と思います。近年、政治学、経済学で、仮説検証の方法として、実験的手法を用いた研究が盛んに行われています。実験的手法には様々なタイプがありますが、フィールド実験はそのうちの一つです。実験的手法は、原因 X と結果 Y との関係、つまり因果関係を確かめるために非常に有効な方法なのです。フィールド実験とは、化学の実験の様に、実験室といった統制された空間で行われる実験ではなくて、実際に現象が生じる現場に行って実験する手法をさします。我々の研究では、アメリカを目指す移民送出地域の 1 つであるイダルゴ州の中で、特に若い人たちがたくさん非正規に移民している地区へ出向いて実験を行いました。

実験的手法について、具体的に因果関係をどのように確かめるのか、もう少しお話しさせてください。実験では、原因にあたる X を処置と呼びます。実験を行うとき、実験への参加者を、処置を受ける処置群と処置を受けない統制群へと 2 つのグループにランダムに割り当てます。参加者をランダムに割り当てることによって、概ね同質の 2 つのグループを作ることができますと考えます。それから、X、つまり処置を受けたグループとそ

の処置を受けなかったグループの間に、Y の値に差があるかどうか、つまり X の効果があるかどうかを見ます。そして、統計的に有意な差が認められた場合には、それは X によってもたらされたのだとみなし、X が Y をもたらす、つまり因果関係の存在を確認することができるのです。メキシコの事例についての私たちの研究についていうと、X は「非正規移民ルート選択に付随する危険に関する情報」、そして Y は「移民ルート（正規ルート、非正規ルート）の選択」になります。

メキシコにおけるフィールド実験

我々の研究チームは、2023 年 5 月、メキシコのイダルゴ州の中でも平均的な特徴を持つ市を選び、その市内にある某高校の 3 年生を対象として、フィールド実験を行いました。イダルゴ州では、高校卒業後の進路の一つとして、非正規にアメリカへ働きに行くという選択がしばしば行われます。ここにいる皆さんは高校を卒業して大学に行くという選択をした方が大多数だと思いますが、実験を行った場所では、大学進学への機会は非常に限られているのです。大学で勉強をしたいと思っても、多くの若者が、家族を養うためにアメリカへ働くことを目指して移民せざるを得ないという状況があります。

この実験を行う前に予備調査を行ったのですが、協力いただいた高校の校長先生のお話によると、一昨年、高校を卒業した 60 名のうち、卒業後 1 年以内に、40 名が非正規ルートでアメリカへ移民したとのことでした。このお話を伺って、非正規移民ルートに伴うリスクについての情報が、非正規ルートという意思決定に与える影響について、きちんと調べることは重要だと思いました。そのため、予備調査よりも、もう少し規模の大きい地区の高校の 3 年生全員を対象として、実験を行いました。実験には、その高校の 3 年生全員である 182 名が参加してくれました。

実験は、その高校の教室を借りて行いました。参加者を処置群と統制群にランダムに分けて、生徒さんたちには、自分のスマホを使ってオンライン上でアンケート調査に答えてもらいました。処

置群と統制群には、異なるアンケートを用意しました。処置群には、そのオンライン・アンケートの最後に、非正規移民ルートを選択した場合に経験する危険な状況に関する証言ビデオを見てもらいました。他方、統制群の方には、そのビデオをお見せしませんでした。つまり、統制群の人々には、非正規移民ルートに伴うリスクについての情報は与えられなかったのです。それから、アンケートの最後に、両方のグループに、「あなたはどのような方法でアメリカに移民したいですか」と尋ねて、5つの選択肢の中から1つ、希望する移民方法を選んでもらいました。選択肢としては、コヨーテに手数料を支払って非正規に越境する、短期雇用ビザを取得する、専門職ビザを取得するなど、お見せしました。実験はそこで終了です。その後、非正規移民ルートを選択した人の割合を、2つのグループ間で比較しました。それにより、非正規移民のリスクに関する情報が移民ルートへの選択へ影響を与えるかどうか、確かめたのです。

その結果、残念ながら、私たちの予想に反して、リスクに関する情報が移民方法の選択へ与える効果は認められませんでした。つまり、仮説が支持されませんでした。もしかしたら、私たちの実験デザインがよくなかったのかもしれないし、移民方法選択について質問の仕方が適切でなかったのかもしれないし、あるいは、リスク情報が選択へ与える効果の測り方が悪かったのかもしれません。このような実験結果が導かれた理由については、様々な可能性が考えられます。いずれにせよ、情報の効果は認められなかった、という実験の結果をきちんと報告するとともに、デザインが適切だったかどうか再検討してみることが、今後の課題です。この経験から学んだことを活かしつつ、引き続き、研究を続けてゆきたいと思っています。

早稲田政経・政治学の魅力

以上、私の研究についてお話させていただきました。最後に、早稲田の政経の政治学の魅力についてお話ししたいと思います。早稲田のいいところは多様性があることで、政治学にも同様のことがいえます。早稲田の政経の政治学は、日本でも

トップ・レベルに位置することを私は信じて疑わないのですが、政治思想、歴史的研究、実証的研究など、政治学の様々な分野でトップ・レベルにあるといえます。特に、私が行っている実証政治学という分野は、データに基づいて現象を説明することを重視します。実は、早稲田の政経は、こうした実証政治学のアプローチを、体系的にカリキュラムに組み入れた先駆的な存在なのです。

また、政経学部では、政治学と経済学が一緒になって、こうした計量的な方法を教育の面でも重視してきた点も、重要な特徴といえます。現在、世界的に、政治学でも経済学でも因果推論という手法が主流になっていて、実験的手法を用いた研究は、これからも増え続けてゆくと思います。こうした流れを早くから取り入れている早稲田の政経の政治は、政治学の実質的な面だけでなく、方法論的教育の面でも、これからますます進化を続けてゆくことを確信しています。

さらに、政治学一般についていうと、政治学は実際に世界で起こっていることと密接に関わっているので、社会問題の解決策を考える上でも役立つ学問だといえます。今日お話しした我々の研究に関していうと、もし非正規移民ルートに伴うリスクに関する情報がより広範に伝われば、若者が危険な選択をすることを未然に防ぐことができる可能性を示唆します。このように政治学は、根拠に基づいて実際の社会問題解決のためにも役立つといえるので、政治学専攻だけでなく、経済学専攻の学生さんにも、ぜひ政治学の授業に参加して、政治学の面白さを感じていただきたいと思っています。

最後に、冒頭でお見せした、私自身のキャリアパスを振り返ってお伝えしたいことがあります。私は、早稲田の政経を卒業してから、国内外の私立大学と国公立大学で研究したり、授業を教えたりする機会を持ちました。その経験を通して思うことは、早稲田、そして早稲田の政経が最高の場所であるということです。比較の観点から申し上げているので、ある程度、説得的だと感じていただけたかと思います。日々、早稲田大学の素晴らしい教職員の同僚から学ばせていただくことが多いのですが、なにより学生さんが非常に優秀だけでなく、多様な形で個性溢れる方ばかりで、授業での意見交換の機会を通して、教員として成長

する機会をいただいています。これからも、早稲田の政経がさらに発展するために、ぜひ皆さんと一緒に勉強を続けてゆきたいと思っています。ご清聴ありがとうございました。

【注】

- (1) United Nations Department of Economic and Social Affairs, Population Division. 2020. *International Migrant Stock 2020* (<https://www.un.org/development/desa/pd/content/international-migrant-stock>, 最終閲覧日：2023 年 9 月 20 日)。
- (2) メキシコ側の共同研究チームは、メキシコ州立自治大学 (Universidad Autónoma del Estado de Hidalgo) 所属の, Dulce Abril Galindo Luna 教授, María Eugenia Zaleta Arias 教授, David López Romero 教授,

メキシコ国立公衆衛生研究所 (Instituto Nacional de Salud Pública) 所属の Eduardo Guzmán-Olea 研究員から構成される。

【新入生への推薦図書】

恒川恵市『新興国は世界を変えるか 29 か国の経済・民主化・軍事行動』中公新書, 2023 年。
久保慶一・末近浩太・高橋百合子『比較政治学の考え方』有斐閣, 2016 年。
World Bank. 2023. *World Development Report 2023: Migrants, Refugees, Societies*. Washington D.C.: World Bank. (世界銀行「世界開発報告 2023：移民・難民・社会」, 本稿を執筆した 2024 年 5 月現在, 日本語版は未刊行)

『東アジアの国際関係史：ロシアと日本の関係を通じて』

Yaroslav SHULATOV*

新入生の皆さん、こんにちは！御入学おめでとうございます。今日は雨の天気ですが、それは雨ではなくて、自然の嬉し涙であり、つまり、天気は皆さんの入学を歓迎していると解釈してください。

先ほどご紹介にあずかりましたように、私はロシア出身です（ひげがないのは別所先生が紹介してくださったひげ税が適用されたからというわけではありません）。政経においてはロシア関係の科目を教えており、現代ロシアや日露関係史、ロシア語のゼミとか、ロシア関係以外もありますが、国際関係の領域に属しています。そして、本日は教養語学分野を代表して話をさせていただくことになりました。

ロシアには様々な地域はありますが、私は極東ロシアのハバロフスクの出身です。本来はその位置についてはクイズを出したいところですが、日本までの距離は飛行機で2時間かからない街です。韓国と北朝鮮までも同じぐらいです。中国との国境線までは約40キロです。

このような地理的環境で生まれ育った私はペレストロイカという時代の子どもであり、ソ連が開国して世界に目を向ける中で、外国のどっかを勉強しようという雰囲気がありました。そして、日本を選び、ハバロフスク国立教育大学で新設された東洋学部の日本学科に入学しました。このように、私の最初の専門は日本学（語学）と教育学でした。しかし、家庭では父以外はみんな歴史の先生だったため、常に歴史的な話に包まれて関心を抱いた私は、家族から歴史の勉強を強いられた記憶は全くないが、次第に日本史と日露関係に目を向けて、日本近現代史とロシア近現代史を研究することになりました。専門的な話は後にしますが、

私が研究している時期の日露関係は二国間の枠を超えて、多くの隣国にも大きく関わっていることから、今日の公演はこのタイトルになりました。

先ほど、私はロシア出身者であるという話でしたが、ルーツは様々です。例えば、父はウクライナ生まれ育ちです。私はロシア人としてのアイデンティティーも持っていますし、ウクライナ人のアイデンティティーも持っています。ユダヤ人のアイデンティティーもあります。タタールの血も流れています。コサックの血も流れています（コサックダンスは踊れませんよ）。ポーランドの血もあります（アイデンティティーはありませんが）。私の親戚はロシアにもいて、ウクライナにもいます。イスラエルにもいます。昔、少年・青年のときに遊んでいた場所は今、戦場になっています。それを考えるだけでも涙が出るほど悲しいし、ウクライナ戦争が始まってからずっと断腸の思いです…

しかし、私は研究者です。そこで皆さんに一つ重要なポイントを強調したい。当たり前聞こえるかもしれませんが、何かを分析するときは、好きか嫌いかわからず、極力感情にとらわれないことがとても大事です。特に研究者の道、アカデミックな世界を望むのであれば、どちらかの感情に偏ったら、客観的な分析は難しくなります。ですから、ときには非常に辛いこともありますが、できるだけ感情を抑えて冷静に分析を心掛けましょう。

もう一つのポイントは歴史研究者の心構えですが、長いスパンで見る必要です。今起きていることだからずっとそうだったとは限らないし、逆に、前からあったことだからといって、これからもずっとあるであろう、またはあるべきであるとい

* 早稲田大学政治経済学術院教授

うわけでもない。今ある世界観や認識だけであらゆる現象やこれまでの経過を理解することに限界があります。だからこそ、政治家たちは歴史を非常にうまく悪用しています。特に最近、歴史は戦争・侵攻、他国への干渉を擁護する武器としてよく使われています。ロシアの政治家による悪例は記憶に新しいが、このような動き、歴史を隠蔽・美化するケースはアメリカやヨーロッパ、アジアでも多発しています。このため、長いスパンで見ることは一見特権かもしれませんが、私はそれが歴史家の義務だと思っています。過去を忘れた者には未来はない、という名言の通りです。

本日は、東アジア、ロシア、日本という地名を提起していますが、まずは地理的背景・基礎知識を確認しておきましょう。皆さん、ロシアはヨーロッパですか、ヨーロッパではないですか。ヨーロッパだと思う方、手を挙げてください。ヨーロッパではないと思う方、手を挙げてください。少なくないですね。ロシアはアジアだと思う方はいますか？

実は、これらの質問はロシア人に聞いても、答えは分かります。しかも、選択肢は2つとは限りません。ロシアはヨーロッパでもあるがヨーロッパではない、アジアでもありながらヨーロッパでもある、アジアでもなければヨーロッパでもない。このような流動的なアイデンティティはさておき、この国はユーラシア大陸に跨っていることは客観的事実であり、少なくとも地理的にはヨーロッパでもありながらアジアでもあります。

しかも、ロシア領土の4分の3は実はアジアです。地図を見ていただければ、非常に広大な地域ですが、この領土にはこの国の総人口の4分の1しか住んでいません。これは人口密度の地図でわかります。時間的余裕があれば、民族構成や宗教分布などの地図も見せたいところですが、今日はこれだけにして、ロシアの国際関係を考える上では常にヨーロッパとアジア、両方を考慮に入れて考える必要がある点を抑えておきたいです。

分かりやすく説明するツールとして、ロシアの紋章を参考にしましょう。こちらはロシア帝国の紋章であり、こちらは革命後の臨時政府、そしてこちらは今のロシア連邦の紋章です。いずれにも双頭の鷲が登場します。このシンボルの意味合い、

由来については諸説ありますが、同時にヨーロッパとアジア（あるいは西と東）を見ている、という解釈もあります。上記の国名も異なれば、政治体制や社会構造などの側面においても異なる点が多いが、時代を問わず、この国の外交・国際関係を論じる際、常にヨーロッパとアジアの要素を入れて、その文脈で考察しなければなりません。

次は東アジアです。東アジアはどこなのか、何となく分かるような方は多いかと思いますが、実はこれについても視点は多様적입니다。中国や日本、朝鮮半島が入るとことは間違いないでしょうが、モンゴルについては議論の余地があり、ロシア極東・シベリアについてもグレーゾーンであるという見方もあります。最近では北東アジアという用語が歴史学で頻繁に使われるようになり、そこには中国と日本、朝鮮半島に加えて、一般的にモンゴルとロシア東部も含まれています。

さて、なぜこの地域の国際関係は日露関係を通じて考察するのでしょうか。日本とロシアはユーラシア大陸の隣国であり、両国関係は17世紀から始まり、文化から政治まで、あらゆる分野における活発な交流がなされてきました。また、これから一緒に見ていきますが、非常に流動的に変動したりしました。そして、東アジアの様々な国、この地域における秩序に非常に大きなインパクトを及ぼしてきました。言い換えれば、中国や朝鮮半島の近現代史を語る上では、日露・日ソ関係は避けて通れないものです。

私は日露関係史を研究しようと思ったのは、大学2年生として日本史の授業を受けたときでした。日露関係の歴史については、特に日本では暗いイメージがあります（ロシアではそうとは限りませんが、基本的に日露間では相互イメージには大きなギャップがあるという事情はおいておきます）。時間があれば、ここでアンケート調査をしても良いが、これまでの経験に基づいて言うと、領土問題や日露戦争、「シベリア出兵」や「シベリア抑留」、冷戦など、暗然たる連想が多いでしょう。しかも、それらは20世紀に集中している特徴もあり、まだ生きている記憶の傷として残っています。そこで、18歳のとき、皆さんとあまり変わらない歳だった私は、日本史の授業で「日露同盟」という言葉を耳にして、驚きました。日露戦争は

1905年に終わり、双方に多くの犠牲者が出たが、1916年に日露同盟が誕生するなんて。世界史で考えると、10年というのは数秒に過ぎないものです。どうやって敵国から同盟国までの長い道のりを猛スピードで走ってきたのか。この授業を担当した先生に尋ねてみると、「自分で調べたら」と言われました。そのお陰で、徐々に勉強を始め、ついに大学院に入ることを決意しました。

博士課程の教育はロシアと日本で受け、両国の史料館に入ってみて、昔の外交官や軍人、政策決定過程に関わった政治家が書いた文書を興味深く読んでいました。当然なことです。史料には東アジア・極東地域の地名が頻繁に出現していました。日露両帝国は、朝鮮半島や中国（清国）、モンゴル（外と内）などの地域において対立したり、協力したりして、東アジアが日露関係の舞台になっていました。例えば、私たちは「日露戦争」という言い方をしますが、主な戦場は朝鮮半島と清国でした。日露の戦いに巻き込まれて、中国人や朝鮮人の方、どれだけ亡くなったことでしょうか…その後、日露両国は東アジアにおいて勢力圏や境界線を設定したり、内政に干渉したり、インフラを整備したりして、この地域にはよくも悪くも大きな影響を与えてきました。私は、当該時期の日露関係は二国間の枠を超えていると考え、次第にテーマを少し拡大して研究を続けることにしました。

拡大する方向は基本的に二つありました。第一に、日本とロシアだけではなく、周辺地域にも関心を向け、中国やモンゴル、朝鮮半島をめぐる情勢についても調査すること。最近には特に朝鮮研究（在露朝鮮人や民族運動）に力を入れています。第二に、時期を広げて、日露関係の黎明期まで遡り、両国関係史の全体像を把握し、現在に至るまでの相互イメージの形成と変動を考察することにしました。このように、19世紀末～20世紀前半という時期を基幹としつつ、「縦」と「横」の問題も歩一歩学んでいます。

さて、日露関係の全体像はどのように語れば良いのでしょうか。これから、両国が歩んだ道程をざっくりたどっていきませんが、一つのキーワード、キーフレーズを提案するならば、「逆転を繰り返した関係」だと言えるでしょう。つまり、ずっと

暗いイメージ（もちろん、ずっと良いイメージ）だったわけではなく、「先生」から「ライバル」へ、「敵国」から「同盟国」へ、何度も逆転を繰り返してきたということです。このスライドには、かつて日本から見たロシアのイメージを並べてみました（本来は日露関係全史を時代に区分して、一学期・二学期にわたる授業で詳しく解説しますが、今日はその圧縮バージョンになります）。文明国とライバル、競争相手と協力相手、敵国と同盟国、隣国、いろいろありますね。このように、一貫したイメージもなかったし、同時代に相互に対立する対露観も共存したわけです。例えば、江戸時代にはロシアは「脅威」という文脈で議論されることもあれば、ヨーロッパ（「西洋」）への窓口、「懸け橋」のような存在でもありました。いわゆる鎖国時代（この用語は少し問題があり要注意ですが）、日本は南の長崎出島だけではなく、実は北にも小さな窓があり、小規模ではありますが、魯西亜（ロシア）との情報の流れ、物の流れ、人の流れがありました。こちらが幕末期のインスタグラムの写真（笑）ですが、日本を囲む「海外」の人々が描かれています。中国人（清国人）、朝鮮人、オランダ人、琉球人とロシア人の5人組です。当該時期の日本の知識人、幕府、蘭学者たちは、日本を取り巻く外の環境としては、これらの国々を考慮に入れて考えていたと言えるでしょう。

興味深いことに、特に初期の日露関係ではお互いに初の経験が多くありました。例えば、ヨーロッパで初めての日本語の学校ができたのは、ロシアでした（1736年）。皆さんは漂流民について聞いたことはあると思いますが、17世紀末から、嵐にやられてロシアに漂着した日本人が現地で日本語の先生や通詞になったり、定期的にツァーリ・女帝に謁見したりしました。18世紀初期から19世紀まで、ロシア皇族は定期的に日本人と会っていました。他の西洋の皇室に比べれば、例のない交流になります。また、一部の漂流民は日本に生還することができました。大黒屋光太夫は一番有名ですが、彼以外にも実例があります。すなわち、海外渡航が事実上禁止された江戸時代に、観光目的ではありませんが、ロシア（＝西洋）への海外旅行ができた日本人が複数いたということになります。また、ほとんどのロシア人も知りませんが、ロシア初の世界周航船には4人の漂流民

が乗っていました。彼らが初めて世界を一周した日本人になったのです。つまり、初の世界一周はロシア人と日本人は同じ枠組みで体験したことになります。

お互いにとって「初」の体験はそれ以外にもあり、今日はここまでとしますが、以上の出来事を考えると、日露関係は極めて豊富な背景があると実感できるかと思います。

私は研究テーマとして重視している時代は、19世紀後半から20世紀前半までの時期です。その時は、近代化する日本と、ロシア帝国からソ連に変身するロシアが向き合うことになりました。日露関係は「逆転を繰り返した」という話をしましたが、特にこの時期に逆転が多くて、激変の時代でした。また、幕末期から第二次世界大戦にかけて、日本にとってロシアは、帝政期もソ連期も、対外政策においてはずっと影響を及ぼしたが、それ以外には文化、文学、思想、経済モデルなどに関する議論を常に呼び起こし、絶えず存在感を示す外部要素、国際的要因でした。

また、日清戦争から第二次世界大戦終了の半世紀にかけて、ロシア・ソ連との関係は日本にとって列強（＝グレート・パワー “great power”）になる夢、このステータスに到達する上である種の規格・基準でした。ときには挑戦の象徴であり、ときには成功または失敗のシンボルでもありました。当該時期こそ、日ソ・日露関係は世界史でも極めて珍しく、短期的におけるコペルニクスの回転——敵対 vs. 友好、提携 vs. 抵抗、——という逆転を何度も繰り返してきました。このダイナミックな時期、一緒に追ってみましょう。

スタートラインは日清戦争です。日本では、18世紀末からロシアを脅威として見なす傾向はありましたが、ロシアは初めて日本を脅威として強く認識したのは、日本が日清戦争に勝利してからです。そして、ロシアはドイツとフランスと手を組んで、いわゆる「三国干渉」を行いました。その結果、日本が獲得した領土・利益の一部を清国に返還を余儀なくされました。これが日本にとって大きなショックとなり、政府や軍部だけではなく、日本社会も全体として衝撃を受けました。ロシアは西洋による「不当性」の象徴となり、チャレン

ジとして受け止められ、日本は全力を挙げてその挑戦に応えることにしました。このように、ロシアが日本の社会的動員、軍事化の原動力になったわけです。

このチャレンジは効を奏しました。日露戦争に勝った日本は列強として西洋に認められ、植民地を持つ「一等国」になるという長年の夢が実現しました。対露戦勝は明治維新以降の近代化の成功を象徴するものでもありました。一方、冒頭で話したように、この敵対的な状態にあった日露関係は急激に変化し、日露戦争後の10年間でロシアは同盟国になりました。この時期、ロシア帝国が日本の積極的な大陸政策の極めて重要なパートナーになりました。

しかしながら、1917年にロシア革命が起こり、ロマノフ朝が崩壊します。そして、ボリシェヴィキ政権が誕生すると、日露同盟も崩壊します。今度、ロシアは日本にとって拡張政策のパートナーから拡張政策の対象になり、両国関係は敵対する時期に入ります。日本では「シベリア出兵」と呼ばれる干渉（「シベリア戦争」という言い方もありますが）、1918年から1922年（北サハリン・樺太では1925年）まで続きましたが、日本帝国の拡張の限界を示唆する「警報」だったように思います。しかし、1925年に日ソ基本条約が締結され、緊張は緩和されます。ここでは「蜜月」と書いていますが、実はこの単語は初代駐日大使の言葉であり、ソ連の外交史料で見つけました。つまり、共産主義国家を代表する外交官は日本との関係を「ハニー・ムーン」のような言葉で描写したわけであり、この事実が極めて興味深いです。

1920年代後半の日ソ関係には様々な出来事がありました。しかしながら、1931年には満州事変が起これば、両国は再び地政学的なライバルの関係に突入します。特に1930年代後半に国境紛争、武力衝突が多発し、1939年に「ノモンハン事件」と呼ばれ、小さな戦争と言ってよいほど、大規模な衝突もありました。その後はまた緊張緩和がなされ、1941年に日ソ中立条約が調印。そして、第二次世界大戦中、連合国 vs. 枢軸国が激戦を繰り広げ、世界中は戦っていたが、大国として交戦していなかったのは日本とソ連だけでした。1945年8月まで。

アメリカの優れた歴史研究者ジョージ・レンセ

ンは当該時期の日ソ関係を「変な中立関係」（＝“strange neutrality”）と呼んでいました。友好的な関係だったかといえば、決してそうではない、けれども戦ってはいなかった。例えば、1944～45年において日本の指導部から見れば、ソ連こそが、戦争を終わらせる最後の外交的な手段であり、希望でもありました。しかし、1945年8月9日にソ連が満州に進攻して日ソ戦争が勃発し、その希望がなくなりました。そして、帝国日本＝列強という夢も崩壊することになりました。

このように、19世紀後半から20世紀前半にかけて日ソ・日露関係は政治、外交、軍事、経済、文化などの側面において非常に流動的だったということが分かります（残念ながら、時間の関係でその詳細、特に文化的側面について触れることはできません）。そして、東アジアにおける国際関係、国際秩序のあらゆる変化に決定的な影響を及ぼしたのはこの2国間関係でした。これはいいか悪いか、という話ではなく、歴史的事実です。日清戦争から日ソ戦争まではロシア帝国・ソ連と日本は、北東アジアを巡る地政学的な対立の中核であり、この地域の国境線を勝手に描いたり変更したりしてきました。また、これは完全に過去の話ではなく、今の東アジアの情勢——例えば、朝鮮半島が分断された事情、モンゴルの国境、中国の国政などと——深く結びついています。

このため、当該時期の日ソ・日露関係を勉強することは中国、朝鮮半島、モンゴルのことを勉強するためにもなります。いや、中国、朝鮮半島、モンゴルを勉強するために、当該時期の日露・日ソ関係は必要不可欠です。

私はアイデンティティーとしては歴史研究者ですが、今回は語学教育も担当する教員としては少しだけロシア語について触れます。ユーラシア大陸——特に東ヨーロッパ、中央アジアと東アジア——の過去と現在を理解する上では、ロシアは極めて重要なものであるということは少しでもご理解いただいたかと思います。

しかし、ロシア語は難しい言語のイメージがあります。そう思っている方、手を挙げてください。

これアンケートしなくてよかったことでしょう。難しいこと難しいですが、ここで一つだけ皆さんに言いたいことがあります。ロシア語はもちろん、全ての言語は100%、人間が作りだしたものです。100%社会的現象です。どっか神様とか宇宙人が作ったわけではないです。つまり、人間である限り、誰でも勉強できます。ここにいる全員の皆さんができます。この場を借りて100%保証しておきます。努力と時間さえあれば、全員できます。

これはもちろんロシア語だけの話ではないです。人間が作ったのだから、自分が人間だから絶対にできる。皆さんはこれから様々な言語を勉強していき、様々な学問に触れていくでしょう。つらい時はあるだろう。落ち込む時もあるだろう。でも、自分なら絶対にできるという自信を持って臨んでいただきたいです。諦めず！

最後に、せっかくですから、ロシア語のお別れの挨拶をやりましょう。チェブラーシカ君はロシアで生まれたが、今は帰化して日本人になっているので、最適の声優だと思います。

本来、語学では片仮名表記を絶対に使ってはいけませんが、今日だけ特別に、ロシア語で「さようなら」を「ダスビダンヤ」（＝До свидания!）と表記しておきます。この表現をどうやって暗記すればよいのでしょうか？ こういう方法もやっちゃいけないところかもしれませんが、政経はこれから皆さんにとって色々楽しい経験を「出す美談屋」になるという願いを込めて、一緒に発言しましょう。ダスビダンヤ！

一同：ダスビダンヤ！

ヤロスラブ：ご清聴ありがとうございました。（拍手）

【新入生への推薦図書】

和田春樹『開国一日露国境交渉』NHK出版、1991。

横手慎二『日露戦争史—20世紀最初の大国間戦争』中公新書、2005。

池田嘉郎『ロシアとは何ものか—過去が貫く現在』中央公論新社、2024。

シュラトフ・ヤロスラブ『日本とロシア 忘れられた交流史』柏書房、2025。

トランプ政権における人権外交論の再編とアメリカ例外主義の現在地

——『不可譲の権利委員会報告書』（2020 年）から考える——

小 阪 裕 城*

はじめに

2019 年 7 月 8 日、トランプ政権（第 1 期）の国務長官マイク・ポンペイオは、「アメリカの利益に資し、その理想を体現するとともに、アメリカがこれまで引き受けてきた国際的な義務に沿うような外交政策における人権の役割を再検討する」ことを掲げ、「不可譲の権利委員会」（Commission on Unalienable Rights）を設置することを発表した。1972 年の連邦諮問委員会法に基づいて設置された独立した非党派的諮問組織である。ハーバード法科大学院の教授で法制史家のメアリ・アン・グレンドン（Mary Ann Glendon）を議長に迎えた。ポンペイオには、ハーバード在学中にグレンドンのリサーチ・アシスタントとして雇用され、その薫陶を受けた経歴がある⁽¹⁾。政治科学者にしてトランプ政権下で国務省政策企画室長の立場にあったピーター・バーコウイツ（Peter Berkowitz）が委員会の事務局を務めた⁽²⁾。同委員会の最終報告書『不可譲の権利委員会報告書』（Report of the Commission on Unalienable Rights, 以下『報告書』）は 2020 年 7 月に公表された⁽³⁾。共和党の政権奪還を見据えてヘリテージ財団がまとめた「プロジェクト 2025」（Project 2025）による政策提言集においても、『報告書』は国務省の構造改革・政策転換の基礎となるべきものとして言及されている⁽⁴⁾。

本稿はこの『報告書』を読み解くことで、トランプ政権における人権外交論の再編とアメリカ例外主義の現在地について考察するものである。ト

ランプ外交についてはその一見過激なレトリックが目を引く一方で、対外関与からの後退という点においてオバマ外交との（さらにはバイデン外交との）連続性があるということがしばしば指摘されてきた。だが、こと人権外交の領域においてはどうかだろうか。2018 年の国連人権理事会からの離脱などを思えば、トランプ外交とオバマ外交とのあいだの差異は明白であり、その点について議論の余地などない印象を受ける⁽⁵⁾。例外主義的な使命感に基づく国際主義を嫌うトランプ政権には、そもそも人権外交の発想など存在しなかったようにも見えよう⁽⁶⁾。そうしたイメージが先立つためか、これまでのところこの『報告書』が内外のアメリカ政治外交研究者の関心を引くことはなかった⁽⁷⁾。歴史家の関心の所在についていえば、この時期には『ニューヨーク・タイムズ』紙に掲載された『1619 プロジェクト』をめぐる歴史認識論争が展開し、反発するトランプ政権は 2020 年 9 月に大統領行政命令を発して「1776 年委員会」を設置しており、2021 年 1 月にはその報告書が公表されている。批判的人種理論を紹介するカリキュラムや図書館の蔵書がやり玉にあげられるなどといった「新しい歴史戦争」の一環である⁽⁸⁾。そのような情勢があるなかで歴史家の関心が『1619 プロジェクト』や「1776 年委員会」に向かうのは当然であり、「不可譲の権利委員会」の存在は後景に退くほかなかっただろう。

だが、後述するように、2023 年に出版されたポンペイオの回顧録は、人権の領域においてアメリカがリーダーシップを取り続け、道徳的信頼性を得ることの戦略的重要性を語っているのである⁽⁹⁾。トランプのアメリカは人権外交論をどのように語り、そこで例外主義はどのように作用して

* 釧路公立大学准教授

いるのだろうか、という問いは重要だろう。

アメリカ例外主義について通時的に整理したマクリスケンによれば、アメリカ例外主義とは「合衆国が人類史において果たすべき特別な役割を有する卓越したネーション、ユニークであるのみならず優越したネーションであるという信念を表す言葉」のことである。それは3つの主要素から成っている。第1に、アメリカは人類史において特別な役割を有する特別な国家であるという信念がある。第2に、旧世界ヨーロッパと新世界のあいだの分離と差異を強調することがある。そして第3に、アメリカは他の国々とは異なり、国家の栄枯盛衰のような「歴史の法則」とは無縁だという認識がある⁽¹⁰⁾。なお、イグナティエフによれば、アメリカ例外主義は、第1に「適用除外主義」(exemptionalism)、第2に、友と敵とで使い分けるダブルスタンダード、第3に、自国の法域において国際的な人権基準・法の適用を認めない態度、というやはり3つの要素を内包している⁽¹¹⁾。マクリスケンによる定義がよりアメリカ史一般に開いたものであるのに対して、イグナティエフのそれは、より政治外交史・法制史の文脈に寄せたものといえる。

これまでアメリカ例外主義をめぐる研究は、例外主義の表れをどう説明するか、そしてそれがアメリカの外交をどう規定してきたか、といったことを論じてきた。上述の定義にも明示されているように、アメリカ例外主義はアメリカの主観的な自己理解であり、それはアメリカのアイデンティティとして、その対外関係を規定してきた。一般にアメリカの対外関係は、孤立主義から国際主義への20世紀的転換を軸にして、例外主義もまた「模範国家」(exemplar nation)のそれから「伝道国家」(missionary nation)のそれへの変化として理解されてきた⁽¹²⁾。そうした歴史像に対して、レスタッドが主張するのは、例外主義は歴史的に一貫してユニラテラルな国際主義というかたちでアメリカの対外政策を規定し続けてきたのだということである⁽¹³⁾。ウクライナ戦争については国際刑事裁判所(ICC)の捜査に協力しつつも、イスラエルについてはその捜査を支持しないというバイデン政権の姿勢を考えると、レスタッドの主張は示唆的である。

例外主義は今後もアメリカ外交の規定要因とし

て存続するのだろうか。ラギーによれば、21世紀のグローバル・ガバナンスにおいて、各国のシステムは国家だけでなく非国家アクターも関与するグローバルな公共圏に埋め込まれており、「適用除外主義」のような態度を取り続けることは困難であるのみならず、現実的な思慮よりも「教条主義的な選好」(doctrinal preferences)を優先することはさらなる困難を招くことになってしまう⁽¹⁴⁾。だが、アメリカ政治が世界政治の現実を前にして必ずしも合理的な判断と対応を導き出すとは限らない。モラヴチックは国際人権レジームに対するアメリカの忌避は、アメリカの国内政治の構造的現実根付くものであり、そう易々と消失しないと主張する⁽¹⁵⁾。法曹関係者のあいだにもナショナリストが台頭する1980年代以降の「保守革命」と「分極化」の時代にあってはなおさらである⁽¹⁶⁾。

本稿が対象とする『報告書』は、アメリカ例外主義の現在地を分析するうえで格好の素材である。『報告書』を主題とする先行研究は現時点で見当たらないが、「不可譲の権利委員会」および『報告書』に言及する研究は出てきている。ザイボリアの研究は、国務省が1970年代より刊行している「国別人権報告書」(Annual Country Reports on Human Rights Practices)の有する帝国主義的な「権力装置」としての機能を批判的に論じることを主題とするものである。トランプ政権期については、前史としてアメリカ外交と人権の歴史を概観するパートで2頁程度が割かれており、「不可譲の権利委員会」およびその『報告書』についても、その特徴として、権利のヒエラルキーを設定しようとしていること、米外交は世界人権宣言に沿いながら国家の原理に合致する権利を決めることができるという主張、人権の拡大を批判していることなどが紹介されている。『報告書』が人権についての国際基準と合意からの逸脱であると評価しているほか、トランプ政権の国際人権レジームへの消極ないし拒絶的な姿勢は、アメリカの国際的な信頼性を制限するものであり、その正当性を侵食するものだと述べられている⁽¹⁷⁾。この部分に関する限り、とくに目新しい評価はないように思われる。

本稿の議論を先取りすれば、本稿はまず、『報告書』の歴史観について、①建国の理念を抱きし

める人々、②経済・社会権の位置づけ、③公民権運動の歴史解釈、の3点に注目しながら読み解いていく。筆者の評価を先に述べれば、『報告書』は独立宣言と合衆国憲法を軸にした、極めてナローパスな綱渡りのナショナル・ヒストリーの叙述となっている。奴隷制をはじめとする人種差別や性差別の歴史を踏まえれば、アメリカの道徳的優位性は独りよがりな自己理解に過ぎないということは誰もが気づくところである。これに対して、アメリカの歴史が無欠ではないということを認めつつも、様々な差別の克服と国民としての包摂を目指したマイノリティの闘いを、アメリカ民主主義の進歩の物語として描くことによって、アメリカのナショナリズムを補強するような語りがしばしば展開されてきた⁽¹⁸⁾。本稿は『報告書』もまた、そのような装置の1つとなっていることに注目する。

さらに、歴史認識の問題に付随して、アメリカの人権外交と例外主義というトピックを論じる際にもう1つ重要な論点となるのが、経済・社会権をめぐる認識と外交における位置である。ルイスが指摘するのは、アメリカの歴史において、土地や文化的尊厳を追求する先住民の権利運動や黒人奴隷制廃止運動など、経済・社会・文化権の主張を体现するような社会運動は数多く存在していたにもかかわらず、それらの権利は「新しい権利」・「第2世代の人権」と称され、アメリカの政治と社会において副次的な位置しか与えられてこなかったということである⁽¹⁹⁾。本稿では『報告書』が人権の重要性を語りつつも経済・社会権を区別して別様に扱うことを正当化する言説として機能していることにも注目したい。

以上のような問題意識に基づき、本稿は第1節で『報告書』の前半に焦点をあててその歴史観を把握する。第2節では『報告書』の後半を中心にその国際人権観を把握することで、『報告書』が導き出す政策指針の論理構成を確認する。第3節では各所より『報告書』に寄せられたコメントも取り上げ、『報告書』の歴史的位罫について試論を提示する。

1. 『不可譲の権利委員会報告書』の歴史観

本節ではこの『報告書』の歴史観を確認する。全体を通して、『報告書』はアメリカの建国の理念と「不可譲の権利」を抱きしめて差別や困難に直面した人々の闘いを描くことで、アメリカは未完の理念に向かって着実に歩を進めてきた、という歴史像を提示しているといえる。公民権運動をはじめとする人々の運動の歴史がアメリカの「進歩」の物語に組み込まれるときに、何が覆い隠されてしまうのか⁽²⁰⁾。そのような問題意識のもとに、以下では『報告書』の前半部のポイントを確認する。

すべての人が生まれながらに持っている「不可譲の権利」を守ることが政府の役割なのだというアメリカの信念は、独立宣言によって形成された。『報告書』はこの独立宣言を起点として、すべての人が人権を享受することを確かなものとするを通して建国の理念を実現していく努力の歴史として、アメリカ史を把握しようとする。

注目すべきは、独立宣言の示す「不可譲の権利」と、他の「実定的権利」(positive rights)とを区別し、両者の間に明確なヒエラルキーを想定している点である。「不可譲の権利」は普遍的な権利であり、文字通り移譲することができない。それらは「政治以前のもの」であり、政治の基準を定めるものである。それに対して、実定的権利は社会関係のなかで創出され、慣習・伝統・実定法に依拠する。慣習・伝統・実定法は国ごとに異なり、必然的に実定的権利は各国で異なり得る⁽²¹⁾。

以下、『報告書』の歴史観について、①建国の理念を抱きしめる人々、②経済・社会権の位置づけ、③公民権運動の歴史解釈、の3点に注目して整理する。

1.1 建国の理念を抱きしめる人々

独立後、合衆国憲法によって、「不可譲の権利」を守るための政治機構が設立された。それは「すべての人が有している基本的権利の普遍的な約束を、アメリカ共和制の特徴的な実定法へと翻訳する」ものだった⁽²²⁾。各州と連邦のあいだで、そし

て三権のあいだで、権力を分割し、バランスさせる注意深い設計によってそれは可能となった。

他方で、合衆国憲法は諸勢力の政治的妥協の産物だった。結果として、憲法は奴隷制を許容するものとなった。それは「不可譲の権利」の約束を裏切るものとなった。既述のように、『報告書』はアメリカの歴史を無欠のものと見ているわけではない。

しかし、その歴史像において焦点を当てられるのは、いわば建国の理念を抱きしめる人々、すなわち、独立宣言や憲法のなかに奴隷制廃止の契機を見出した人々の存在である。元奴隷のフレデリック・ダグラスは、合衆国憲法に問題があることを指摘しつつ、それでも「憲法は偉大な自由の文書であると解釈されるべきだし、実際私はそう解釈している」と述べ、アメリカの建国の理念の枠組みのなかで奴隷制廃止と黒人の平等な権利を主張し続けた²³。エイブラハム・リンカンも奴隷制廃止を追求する過程で、独立宣言の理念に立ち帰った。リンカンによれば、建国者たちは独立宣言を通して「自由な社会のための最大限の基準を設定することを企図した」²⁴。そこでリンカンは、独立宣言が自明とした「不可譲の権利」を擁護するという未完の課題へと、合衆国憲法を方向付けていった。具体的には、リンカンとその後の議会政治は、3回にわたる憲法修正を実現する。憲法修正第13条（1865年）が奴隷制を廃止し、憲法修正第14条（1868年）は出生に基づく市民権を確立しつつ、すべての者に法のデュープロセスと平等な保護を与えた。憲法修正第15条（1869年）は人種を根拠とする投票権の否定を禁止した。

女性参政権運動も同様だった。エリザベス・ケイディ・スタントンやスーザン・B・アンソニーらが主張したのは、性別に基づく法的区別は「不可譲の権利」への献身とは両立不可能だということだった。1848年のセネカフォールズでの集会で発表された「感情の宣言」は以下のように述べている。「われわれは、以下の事実を自明のことと信じる。すなわち、すべての男性と女性は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられているということ」。いわば、女性参政権の主張が独立宣言の言葉でフレーミングされたのである²⁵。

1.2 経済・社会権の登場とその位置づけ

19世紀の産業革命以降の経済と社会の変動の結果、アメリカの産業基盤は独立自営農民・店主・職人層から賃金労働者へと移り、新たな従属関係（雇用者への従属、労働力の流動化）が生じた。伝統的なセーフティネットの解体は労働者の保護の法制化を促したが、それは権利の話法によってフレーミングされることで実現した。1930年代の経済恐慌を経て、連邦政府は困窮する人々への支援を拡大していく。フランクリン・D・ローズヴェルトは1944年1月の演説において、「真の個人の自由は経済的な保障と自立なしには存在し得ない」と語り、「第二の権利章典」と呼ぶべき原理を示した。そこには「割に合う仕事への権利、相当な住居に対する家族の権利、十分な医療への権利、老齢・病気・事故・失業の経済的不安からの十分な保護への権利、そして良い教育への権利」が含まれた。

しかし『報告書』が随所で強調するのは、これらの新しい権利（経済・社会権）と、独立宣言や合衆国憲法に規定される諸権利（権力からの自由）とは、資源の配分をめぐる難しい判断を伴うという点で異なっているということである。経済・社会権の実現のためには、限られた資源の正当な使い方について、民主的プロセスを経て選ばれた政治家の判断を待たなければならない。政府権力を制限する市民的政治的権利とは異なり、これらの新しい権利は政府の範囲と責任を増大させる立法行為の指針として提案されたものである。ローズヴェルトはこれらの経済的原理が「自明のものとして受け入れられてきた」と述べているけれども、その実施については議論の余地がある。すなわち、経済・社会権は、市民が不可譲の権利を行使し、自治に関与することを可能にするためのミニマムとして機能するときこそ、建国の理念と両立するのだというのである。それらが国家への依存を説き、国家権力が拡大するならば、財産権と宗教の自由、家族や共同体を形成・維持する個人の権利といった、自由が削減されてしまう。建国の理念と背反するということである²⁶。後述するように、この歴史観は世界人権宣言の解釈、ひいては国際人権政策のあり方にもつながっていく。

1.3 公民権運動をめぐる歴史解釈

ジム・クロウと称される黒人の権利の剥奪と人種隔離は第二次世界大戦後も継続していた。20世紀後半の公民権運動は、独立宣言の約束をより完全に実現するための努力の歴史の新たな展開だった。1948年の連邦軍の人種統合により、異なる人種の若者たちが肩を並べて兵役に就き、その過程でお互いを知り、友人になり、助け合った。1954年のブラウン対教育委員会判決において、最高裁判所が公立学校における人種隔離は違憲だと判断した。アラバマ州モントゴメリーではローザ・パークスがバスの座席を白人の乗客に譲ることを拒否した。それらの進展こそが公民権運動の契機だったと『報告書』は述べる。

『報告書』が注目するのは、やはり建国の理念を抱きしめた人々の存在であり、黒人運動の主張と建国の理念との関係についてである。マーティン・ルーサー・キングは先述のダグラスやリンカン、スタントンらと同じ精神で運動に取り組んだとされる。キングは法の下での平等の問題を、アメリカ建国の理念の「約束」を果たすこととして捉えた。「バーミンガムの獄中からの手紙」において、キングは書いている。「われわれは340年以上にわたって、私たちの憲法上の権利および神より与えられし権利を待っているのだ」。キングによれば、非暴力の抗議は規定の罰を受け入れる意思とともにあり、法の支配を回復するために重要なだった。それは法を損ねるためではなく、そもそもの根本的な目的に向かうよう法に呼びかけるためにデザインされており、アメリカにおける「不可譲の権利」の伝統の枠内にあったというのである。キングによれば、「権利を奪われた神の子供たちがランチカウンターに座り込むとき、彼らは実際にはアメリカンドリームの中の最高のものやユダヤ＝キリスト教の遺産の最も神聖な価値のために立ち上がっているものであり、そのことによってわれわれの国を、憲法と独立宣言を起草するなかで建国の父たちによって深く埋め込まれたデモクラシーの偉大な源泉へと連れ戻している」のである²⁷⁾。

『報告書』はマルコム X にも言及している。「制度的人種主義を嘆き、ブラックパワーを主張した」ブラック・ナショナリストについて、「これらの努力の多くは間違った認識だとわかった」と

いった評価が記されていることから明らかなように、『報告書』の示すブラック・ナショナリストへの評価は保守的であり、特に意外性はない。だがここで『報告書』は、ブラック・ナショナリストたちがしばしばアメリカの最良のものが響くポイントを突いていたのだと指摘する。すべて人は自由とともに生まれているがために、白人は他の人種に自由を「与える」ことはできないのだと主張するなど、ブラック・ナショナリストたちもまた独立宣言の言葉に耳を傾けていたのだというのである。「投票か弾丸か」演説（1964年）に見られるように、マルコム X は公民権から人権へと焦点を移していったが、その結果、彼はダグラスやリンカン、スタントンやアンソニー、そしてキングらによって確認された普遍的な基準に訴えるようになった。黒人に対する人権侵害をめぐって「アンクルサム」を国連に引っ張り出すことを主張するのはその一例だという。現状認識や変革のための戦術をめぐってキングとのあいだで見解の相違が存在したけれども、ブラック・ナショナリストたちは、権利は幻想ではなく、すべての人類に適用すること、権利への訴えは正義を前進させること、についての信念を共有していた。それはまさに建国以来のアメリカの拠って立つ観念だったというのである²⁸⁾。この点、アメリカ史研究の蓄積に照らしても、牽強附会の歴史解釈というほかないだろう。

結局のところ、公民権法（1964年）と投票権法（1965年）の成立に至るアメリカの変革に寄与したのはキングのほうだったと『報告書』は結論づける。これらの立法によって市民的政治的権利の平等がアメリカの政治体制のなかに織り込まれた。キングが望んだように、黒人が肌の色ではなく人格の中身によって評価される国に向けて、多くのことが達成されてきたと。2020年夏に発表された『報告書』は、直前のジョージ・フロイド事件についてもフロイドの名こそ出さないものの言及している。こうした事件はアメリカには依然として未完の課題があることを示している。しかし『報告書』によれば、未完の課題があるという理解それ自体が、アメリカの権利の伝統の産物に他ならないというのである²⁹⁾。

2. 『不可譲の権利委員会報告書』の 国際人権観

本節では『報告書』の国際人権観を確認する。『報告書』は、世界人権宣言の（再）解釈を基軸にして、アメリカの国際人権に関するスタンスのあり方を論じるとともに、その正当化を図っている。

2.1 世界人権宣言とアメリカの権利の伝統の合致

1948年に採択された世界人権宣言の採択は歴史的な出来事であり、そこで規定された諸権利の段階的な実現へ向けた条件を設定する大きな一步だった。『報告書』が強調するのは、世界人権宣言の原理はアメリカ自身の権利の伝統に埋め込まれた原理と両立可能だということである。すなわち、宣言の起草と修正の過程において、アメリカの理念と伝統が大きな役割を果たした結果、世界人権宣言にはアメリカの理念が埋め込まれたのである。宣言の前文は建国の理念と合致しており、また、FDRの「四つの自由」を想起するものとなっている。また、宣言の最初の21カ条は独立宣言の「不可譲の権利」および権利章典や再建期の憲法修正に記された市民的政治的権利と通底している。

その他の権利（たとえば移動と居住の自由への権利、結婚と家族を築く権利、家族・家庭・通信におけるプライバシーの権利）についてはどうか。『報告書』によれば、それらは憲法や権利章典のなかに直接対応するものはないけれども、それでも合衆国最高裁判所の法制度を含むアメリカの法や政治文化の他のソースと共鳴しているのだという。たしかに世界人権宣言の22～28条における社会・経済権は、アメリカにおいては憲法で保護されるステータスを有していない。しかし、それらはニューディールに遡る基本的な社会立法と親和的なものであり、つまり、世界人権宣言と合衆国憲法を中心とするアメリカの原理とのあいだには多くの相似が見出されるというのである⁽³¹⁾。

『報告書』が強調するのは、世界人権宣言は法を創り出すためのものではなく、あくまでも道徳的・政治的な文書として意図されて創られたのだ

ということを認識することの重要性である。それは「達成すべき共通の基準」を提供し、諸国間で美点をめぐる競争を引き起こす。さらにそれは、権利について個人を、責任について国家を啓発する。世界人権宣言の採択以後、その原理を法的拘束力のある条約化することによって、多くのことが達成されてきたけれども、戦後の国際人権の土台としての宣言はまた、普遍的に人権を保護する責任が、法ではなく道徳的政治的義務であることを示唆しているというのである⁽³²⁾。

世界人権宣言の特徴はその多元主義にあると『報告書』は述べる。独立宣言と同じく、世界人権宣言もまた人権が実現される法・政治制度・経済システムの正統な多元主義を意図している。たとえば第22条から26条の条文は、いかなる政治・経済システムがそこで明記された社会・経済権を前進させるのに最善かという点について何も語っていない。実現のメカニズムは各国に委ねられている。

また、補完性という原理が、世界人権宣言のなかに暗に含まれている。補完性は、アメリカ憲法の伝統における連邦主義の原理と親和的である。すなわち、決定はそれが影響を与える人間にもっとも近いレベルでなされなければならないということ、そして大きな共同体は身近な小さな共同体に取って代わるのではなく、手助けするためにのみ関与すべきだということを主張している。ゆえに、補完性は人権の普遍性とその実践的实现に必要な多元主義を架橋するのに役立つ。それは普遍的な人権の解釈と実施についての判断を諸国家に委ねる。それはまた、人権はローカルの共同体や多様な自発的結社の参画する、開かれた多元的な社会を必要とするのだという観念を前進させる。それは人権保護についての国家の責任を否定するものではない。むしろ、それは人権の実現のための相対的な責任を、国家を通したもっともローカルの共同体から国際組織までの諸アクターに割り当てる⁽³²⁾。

『報告書』によれば、アメリカ外交にとっての世界人権宣言のインプリケーションは、国家主権と国際人権は対立するものではないということである。国家主権は人権を守るための決定的な条件であり、人権の実現は国民国家を必要とする。もちろん、国家主権は人権を無視したり、濫用した

りすることのアリバイとなることがあってはならない。むしろ主権は、人権保護が政治秩序に依存していることを強調する。国家が権利侵害に関与し、あるいは対処する意思をもたないときの言い訳として主権を主張することがあるとすれば、問題は主権という観念そのものではなく、主権の間違った行使の仕方にある。それぞれが人権への関与に基づいて行動する他の主権国家の支援と励ましのもとに、政治秩序を改革することが求められるというのである³³⁾。

2.2 二つの権利群の区別と優先順位をめぐる

合衆国憲法が経済・社会権について認めていないなかで、世界人権宣言が市民的政治的権利と経済的社会的文化的権利の両方を包摂していることをどう考えるか。冷戦期を通してアメリカは市民的政治的権利を強調したが、他方でソ連によって主張される経済・社会権を拒絶してきた。アメリカの人権政策において一貫するのは、国際人権の規範の不可欠な一部としての経済・社会権を認めることへの消極性である。

だが、『報告書』によればアメリカは責任を放棄しているわけではない。合衆国憲法の前文は「一般的福祉を促進する」責任を政府に与えているが、一般的福祉は個人の自由を力強く守り、多くを州に委ねるような、限定された連邦政府を用いることでもっともよく促進されるのだというのが建国以来の理解である。工業化が進み、賃金労働者の数が独立自営農民や職人、自営業者を上回ったとき、連邦政府はより大きな責任を引き受けることになった。20世紀には合衆国は公正で望ましい労働条件を保証するための立法に取り組んだ。さらに、恐慌期には数百万のアメリカ人に十分な生活水準と若者・失業者・病人・高齢者の社会的保護を保証するために、大規模な対策に取り組んだ。それらニューディール諸法は世界人権宣言の関連条項のモデルの1つとして役割を果たした。

『報告書』は、世界人権宣言の権利に通じる様々な社会政策があらゆるレベルで合衆国における政府の責任の中心になっているという。たとえば、教育は合衆国憲法における権利として認められていないけれども、ほぼすべての州の憲法が教育を受ける権利を含み、その権利の効果的な行使のた

めの責任を公的機関に与えている。世界人権宣言の文言を組み込んでいるその他の連邦および州レベルの社会政策は、同一労働同一賃金の保障、子どもの社会的保護、子どもの教育を選ぶ親の権利、公的生活と職場における障害を有する人々の包摂などを含んでいる。対外政策に関していえば、アメリカは開発援助およびマーシャル・プランや米国大統領エイズ救済緊急計画のような大規模なイニシアティブによって、世界中で経済的社会的安定に取り組んできた。このように、合衆国は内外を問わず、世界人権宣言に列挙された経済的社会的目標を実現するために努力してきたという。

では、経済・社会権を含む世界人権宣言の原理はアメリカ外交をいかに規定すべきだろうか。『報告書』によれば、世界人権宣言が市民的政治的権利と社会的経済的文化的権利という2つの権利群を異なる方法で提示し、促進しようとしているということを理解しなければならない。すなわち『報告書』が注意を促すのは、経済・社会権についてのパートの導入となる第22条は、それらは「各国の組織及び資源に応じ」るものと述べているが、他方で市民的政治的権利についてはそのような制約は課されていないということである。

すなわち、たしかに世界人権宣言はアメリカの外交政策において経済・社会権が真剣に考慮されることを求めている。しかし世界人権宣言を正しく読むならば、合衆国が経済・社会権について市民的政治的権利とは異なるかたちで扱うことは理にかなっている。そしてアメリカは市民的政治的権利を強調しながら、経済・社会権については経済・開発支援によって実現することで、憲法と世界人権宣言の原理を両立させてきたというのである³⁴⁾。

世界人権宣言と合衆国憲法と政治の伝統の核心が一致していることは、合衆国の外交政策にインプリケーションをもっている。それは民主的プロセスと自由な諸制度の促進への関与をアメリカの人権アジェンダの中心的課題として位置づける。同時に、自由と民主主義の尊重は合衆国をして、他国の民主的多数派の決定を十分に尊重すること、自己統治によって他国が独自の優先事項と基本的公共政策を設定することができるということを認めることを課する。アメリカによる権利の推進は常に普通の民主政治と正統な国家主権の行使を尊

重すべきであり、また、民主的な制度とプロセスを迂回するような権利要求を押しつけることには抑制的でなければならない。そうでなければ、アメリカは異なる伝統を有する国々に特定の政策や制度を押しつける文化帝国主義の謗りを受けかねないという³⁵⁾。

『報告書』は、権利のあいだに区別を設けることが世界人権宣言自体とその後発展した人権についての実定法に由来するのだということを認識することの重要性を強調している。国際法は一部の人権がほぼ絶対的なものであるとし、国家的危機の際においてすらほとんど例外を認めていないけれども、他方でその他の権利は多くの合理的な制約に服するものであり、利用可能な資源と規制措置に依存するとしている。ジェノサイドの禁止をはじめとする一部の規範は、強行規範として、つまりいかなる国家も無視できない国際法の原理として認められている。他方で、他の規範については受け入れるか否かを個々の主権国家に任せている。プライバシー保護の場合のように、諸国家による実践にかなりの程度ヴァリエーションが認められているのである。

つまり、世界人権宣言は明示的に権利のヒエラルキーを打ち立てはしなかったし、人間の尊厳に伴うすべての権利の独立を原理として確認することは重要だけれども、合衆国の外交政策は世界人権宣言と両立しながら、いかなるときにもナショナルな原理・優先順位・利益にもっとも合致する権利を決定することができるし、すべきだといふのである³⁶⁾。

2.3 権利の発展は望ましいか

世界人権宣言はほぼ普遍的なコンセンサスが得られるような最小限の権利群に限定された。『報告書』は、世界人権宣言が人権を世界的なスケールで打ち出すことに成功したのはそれが限定的なものだったことによるということを認識しなければならないという。ところが、今や数十の条約と数百の決議や宣言、数千の規定が存在している。『報告書』がたたみかけるように提起するのは以下のような疑念である。人権の大幅な拡張が人権の主張を強めるのではなくむしろ弱めてしまっているのではないか。もっとも恵まれない者をいっそう脆弱にしてしまっていないか。より多くの権利が常

により大きな正義を生み出すとは限らないのではないか。すべての政治的選好を人権の主張へと転換することは、不可避免的に人権の権威を弱めてしまうのではないか。条約における人権の積み重なりが本当に良いことなのか。人権についての新しい条約上の義務の過剰は人権法の効率性を高めているようには見えないし、世界中で蔓延るもっとも基本的な人権の侵害を抑えるものにもなっていない。主要な人権条約のすべてに批准している多くの国々においてすらそうなのである。よりたくさんの条約法を加えながら、既存の人権義務を効果的なものにするに失敗することは、国際人権システムへの敬意を損なってしまうだろうと。

したがって、アメリカは新しい人権の主張について、用心深くあらねばならない。人権の実定法の発展は望ましいことだが、そこには深慮が伴わなければならない。実定法が人権問題を間違えることなく解決することができ、さらに国際的な困難を解決することができるというナイーブな考え方を避けなければならない。このバランスのとれた姿勢はアメリカの建国の理念に根付いており、そしてそれは世界人権宣言を支える原理とも合致している。世界人権宣言自体が実定法の声明ではなく、法に加えて政治と教育を通して国際的な基準を設定することを目指す、拘束力のない文書である。そしてそれは少なくとも過去半世紀のアメリカ外交の一貫したスタンスに通じているといふのである³⁷⁾。

このように独立宣言と世界人権宣言の原理に立ち戻ることを説く『報告書』のスタンスは、近年の保守化するアメリカ司法にあって顕著に見られる「原意主義」(originalism)のアプローチと相似するものともいえるだろう³⁸⁾。

2.4 あるべき人権外交のかたち

『報告書』の第4部は、戦後のアメリカの人権外交の歴史を概観したうえで、今日のアメリカにとってのあるべき人権外交のかたちを論じている。アメリカが国際機関への参加や一部の人権条約への批准に慎重なアプローチを採ってきたことの正当化が試みられている。アメリカはこれまで各種人権条約のなかで、自由権規約や人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約など、少数の条約にのみ限定的に署名・批准してきた。アメリカはさらに、こ

これらの条約について、条約上の義務と合衆国憲法が確実に両立し得るように、留保や宣言を付してきた。必然的に、アメリカはたとえば自由権規約の選択議定書のような、個人請願の制度などを含んだオプションな条項にも消極的である。

その背景として、かつてであれば国内の人種主義が存在したことが指摘されてきたけれども、今日においては、アメリカが立憲的伝統や被治者の合意を重んじているからだという正当な理由が存在するという。『報告書』が強調するのは、すべての道徳的規範や政治的優先的必要事項が、人権についてのアメリカの真剣さを証明するために司法的な形態に翻訳される必要があるわけではないのだということである。実際、アメリカによる選択的な批准や条約の厳格な解釈は、アメリカが国際法を軽視しているのではなく、むしろ法の支配に対するコミットメントの強さを示しているのだという³⁹⁾。すなわちアメリカは、各国によって実際に遵守される条件の整っている原則だけを受け入れてきたのであり、国際的義務と国内法や実践を両立させる意図もないのに見境なく条約に批准するのでは、国際人権法に大きなダメージを与えるものになってしまうのではないかと。

また、アメリカによる条約の厳格な解釈は、主権者の同意を損なわないよう意図されている。アメリカの付す留保は国際規範と制度が憲法の定める民主的政治や立法を迂回することを防止するために行われている。これらはアメリカにおける法の民主的正統性を尊重するが故に行われているというのである。

加えて、『報告書』は、国際人権制度が確かに人権の保護と促進において建設的な役割を果たしてきたことを認めているけれども、同時に、これらの制度が深刻な欠陥に満ちているということを描している。それは利益団体に左右されるし、社会を広く代表しているわけでもない。巨大な官僚組織に仕える専門エリートに大きな裁量の余地を与えてしまうため、民主的正統性を欠いている。仕事の質にはバラツキがあり、より重要な組織ほど非効率的であることがしばしばある。こうした状況に鑑みれば、国際人権機関への選択的な関与は理にかなっている。アメリカは人権へ敬意を払っているが故に、国際人権機関と協力関係を築きながらも、それを限定的な範囲と権限に留めてき

たというのである⁴⁰⁾。

そのように説明してきたうえで、『報告書』は最後に今日の国際人権の課題を列挙している。人権文化の衰退の傾向、国際組織の欠陥、独裁国家の問題、AIのような新しい技術がもたらすリスク、移民や人口移動の問題、グローバル・ヘルスやパンデミック、そして非国家組織による人権侵害の増加である。国際組織の欠陥については、国連人権理事会が世界の人権侵害に焦点を当てることを担いながら、著しく偏ってイスラエルを批判し、その他の多くの地域における人権侵害を無視してきたこと、中国・キューバ・リビア・ロシア・サウジアラビア・ヴェネズエラのような悪名高い国々が理事国に名を連ねていることを挙げて批判している⁴¹⁾。この点は2018年にアメリカが人権理事会を脱退した際に発表された声明と重なっていることを付言しておこう⁴²⁾。

3. 歴史のなかの 『不可譲の権利委員会報告書』

『報告書』はエレノア・ローズヴェルトの以下の言葉を引くことで締められている。

特に、普遍的人権はどこから始まるのでしょうか？家に近い小さな場所においてです。身近で小さいのでいかなる世界地図の上でも見ることのできないような。しかしそれらは個人的な人間の世界です。彼の生活する地域であり、彼の通う学校や大学であり、彼の働く工場や農場、会社である。それらはすべての男性・女性・子どもが差別なき平等な正義・平等な機会・平等な尊厳を追求する場所です。これらの権利がそこで意味を持たない限り、それらはいかなる場所でもほとんど意味を持ちません。それらを支える市民の協働した行動がなければ、私たちはより大きな世界において無駄に進展を探し求めることになってしまおうでしょう⁴³⁾。

『報告書』が特に後半で繰り返し指摘するのは、人権の促進はより良い自由な社会へ変化する可能性のなかの不可欠の一步だが、一步でしかない

いうことである。人間の自由と尊厳のもっとも確かな保護は、寛容で権利を尊重する文化に支えられる、自由で民主的な諸国の憲法によってもたらされる。国際人権プロジェクトの維持は、自由の精神が根付き、育てられ、耕される「小さな場所」への注目を必要とするのであり、アメリカの伝統はまさにその事例なのだといえるのである⁽⁴⁴⁾。

ここで指摘しておきたいのは、『報告書』が示すエレノア・ローズヴェルトを軸とする人権の歴史像が、委員会の議長グレンドンの歴史観と軌を一にするものということである。法制史家であるグレンドンには、エレノア・ローズヴェルトを中心に宣言起草の政治過程を描いた著作がある。グレンドンによれば、ローズヴェルトは一貫して、起草されるべき国際人権章典を法的拘束力のない「宣言」とすることを押してきたが、彼女は「宣言」が拘束力を伴わずとも漠然とした口上以上のものとなるという信念を有していた。ローズヴェルトはファーストレディだった頃から、法ではなく「道徳的説得」が変革のための有効な力となることを学んでいたといえるのである。1935年に黒人歌手マリアン・アンダーソン（Marian Anderson）が保守系女性団体「アメリカ革命の娘たち」（Daughters of American Revolution）の所有するコンサートホールでの歌唱を拒否されたとき、同団体のメンバーだったローズヴェルトはただちに退会し、アンダーソンのためにリンカン記念堂での野外コンサート開催のために尽力したが、75,000人の群衆が参加したそのイベントが人種差別撤廃の闘いの象徴的なランドマークとなったといえるのである。その出来事は「ソフトパワー」についてのローズヴェルトの揺るぎない信念を促進した⁽⁴⁵⁾。グレンドンによれば、ローズヴェルトの信念が正しかったことはその後の歴史のなかで証明された。南アフリカにおけるアパルトヘイトの廃止や東欧の体制転換も、法的拘束力を有する数多の人権条約ではなく世界人権宣言の道徳的ながり火に負うところが大きいといえるのである⁽⁴⁶⁾。

こうした歴史認識をどう考えればいいのか。以下では、近年の諸研究の成果と突き合わせながら、さらには『報告書』をめぐる各所から寄せられたコメントを交えて、『不可譲の権利委員会報告書』を歴史のなかで考えてみたい。

3.1 多主体の織りなす国際人権レジームの発展史

国連憲章は国連の目的の1つとして「人権の保護と促進」を明記した。経済社会理事会のもとで1946年に始動した国連人権理事会は、より具体的な規範のカatalog作りを展開した。その最初の成果が1948年の世界人権宣言であった。宣言は法的拘束力を持たないとされるがゆえに、法的拘束力を有する条約を作ることが次の課題となった。国際社会は人権委員会を主たる舞台として、社会権規約と自由権規約をはじめとした一連の人権条約を作りあげていくことになるが、他方でこうした国際人権レジームの発展プロセスにあって、アメリカは徐々に後ろ向きになっていった。

アメリカの消極姿勢の背景として、1940年代後半から50年代にかけて、アメリカ国内の各地では国連憲章の「人権」条項に依拠した法廷闘争が展開されていたことに注目しよう。外国人の土地取得を禁じた外国人土地法をめぐる展開された「オオヤマ対カリフォルニア州」裁判では、実質的に日本人を差別するカリフォルニアの州法は国連憲章と矛盾するという主張が法廷で展開された。その判決では、特に国連憲章55条に言及することで同法と憲章の矛盾を指摘し、同法を無効とすべきだと指摘する少数意見も付いていた⁽⁴⁷⁾。1950年の「フジイ対カリフォルニア州」裁判ではカリフォルニア地方裁判所が、国連憲章を根拠にして当該州法が無効であると判決していた。同判決によれば、1945年に合衆国によって批准された国連憲章は、いまや「最高法規」（Supreme Law of the Land）になっているのであり、合衆国憲法のもとで他のいかなる相反する州法に対しても優位にあるとされた⁽⁴⁸⁾。この時期、国連憲章を自動執行的（Self-Executing）な条約であると解釈する動きが論議を巻き起こしていた。1950年代に展開された、憲法修正案（ブリッカー修正）提出の動きは、究極的には行政府の条約締結権を制限することで、人権条約への批准を不可能にすることを企図したものであったが、その法案には、「条約は議会による立法を通してのみ、アメリカ合衆国の国内法として効力を持つ」旨が明記されていた。それは、各種人権条約の自動執行性を否定するものであった。この動きの背景には、先に触れた「フジイ判決」が惹起した不安と懸念があったのである⁽⁴⁹⁾。

国際政治学者のアミタフ・アチャリアは、現在の世界秩序を「マルチプレックス世界」と表現し、その特徴として1. 覇権国の不在, 2. 主要アクターの急増, 3. 国家間の相互依存の複雑化と重層化, 4. グローバル, 地域, 国家, 都市のような複数のレベルで公的・非公式の組織やネットワークが機能する重層的なガバナンス, 5. 多様な文化・イデオロギー・政治形態の共存, の5点を挙げている。アチャリアが提起するのは、リベラル国際秩序をめぐる「神話」を問い直すことの重要性である。はたしてこの秩序の中心となる規範・制度・国際組織はアメリカの指導力の賜物だったといえるのかという問題提起は、本稿の文脈においても重要である⁵⁰⁾。実際のところ、国際人権の歴史研究を紐解けば、ラテンアメリカやアジア・アフリカの中小国に加えて、各種の非国家主体の活動が、国際人権レジームの発展において大きく寄与していたということは、明らかなのである⁵¹⁾。

そのことは、1950年代以降の脱植民地化が、アジア・アフリカの新規加盟国の激増という国連の構造変動をもたらし、国連がアメリカの意のままにならない、「居心地の悪い場所」になっていったことにもつながるだろう⁵²⁾。1970年代にはフォード政権の国連代表だったダニエル・パトリック・モイニハンが「野党のアメリカ」と題した論文を発表し、第三世界の国々が総会の多数派を占めるに至った国連の場で反撃の狼煙を上げている⁵³⁾。

国際人権が多様なアクターの活動の産物だという点については、関連するコメントが『報告書』にも寄せられている。「不可譲の権利委員会」の設置や『報告書』の発表に前後して、様々な論者や運動団体による批評が公開されているが、その1つである人権 NGO フリーダム・ハウスは、『報告書』が警戒する「新しい権利」について、それは各時代において、奴隷や女性その他のマイノリティやジェノサイドの犠牲者たちが自由を勝ち取るために闘ってきた結果として、民主主義的な政体の手で拡張されてきたものなのであり、そのプロセスは奨励されるべきものであり、警戒の対象ではないはずだと指摘する⁵⁴⁾。さらに、人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチの元代表ケネス・ロスが批判するのは、『報告書』が世界人権宣言に重きを置き、その後に続いた各種人権条

約の発展を軽視し、権利の「拡散 (proliferation)」と称して権利が過多であるという認識を示している点である。ロスが指摘するのは、2つの国際人権規約に続いた各種人権条約は、歴史的に周縁化され、あるいは無視されてきた人々の権利尊重を確かなものとするためのプロセスに他ならなかったということである⁵⁵⁾。国際政治学者のダニエル・ドレズナーは、『報告書』が示す、人権概念の拡張によって人権の力が弱まり、劣位に置かれた人々をさらに脆弱にしようという懸念について、なんのエビデンスも示されていないと批判している⁵⁶⁾。各論者による指摘は、イグナティエフによる以下の指摘に通じるものといえるだろう。

人権がグローバルなものになったのは、強者の利益に役立つからではなく、なによりもまずそれが弱者の利益を促進してきたからである。人権はローカル化することでグローバル化した。すなわち、正義に反する国家や抑圧的な社会慣行に反対する普通の人びとの戦いを支援するために、西洋とは無縁の文化や世界観の土壌の中に人権は根を下ろしてきたのであり、そのことによってグローバル化したのである⁵⁷⁾。

3.2 保守主義の歴史的文脈

2023年に出版されたポンペイオの回顧録は、委員会設置の趣旨を率直に語っている。アメリカの人権政策は仕切り直しを必要としているというポンペイオが特に問題視するのは、人権をめぐる議論において、人権保護と関係の薄いイシュー（気候変動問題が例として挙げられている）が俎上に入ってくるような現状である。ポンペイオによれば、いわゆる「新しい権利」は国際的な「NGO = 産業複合体 (NGO-Industrial Complex)」によって発明され、際限なく拡張していくものであり、アメリカはこれと一定の距離を置かなければならない。いまや人権概念は「左翼のモブ」に牛耳られており、自由な言論の権利が「キャンセル」されてしまいかねない状況がある。彼にとって、アメリカの人権政策を正すことは「譲ることのできない重要な」(too important for me to give an inch) 課題だった。アメリカの人権政策を建国の理念と憲法の伝統に基づくものに帰還させなければ

ばならない。そのために設置されたのが、この「不可譲の権利委員会」だった⁵⁸⁾。

『報告書』には注や参考文献リストが付されていないため、各パートの出典や影響関係を追跡することは現状では難しいが、ボンベイオの語りを起点にして、以下では、「不可譲の権利委員会」へと連なる歴史的文脈を、保守主義の思潮の流れとして素描してみたい。

そもそも1950年代に始まるアメリカの保守主義は建国の精神を土台にした。人間の本性は変わらないという前提のもとで、権力の分散を目指すその思想において、個人の主体性は私的所有権に依拠している。保守主義者にとって、ニューディール以来の「大きな政府」は、市場に介入し個人の自由や財産権を侵すものだった。彼らは、経済的リバタリアニズム・冷戦の反共主義・社会的保守主義という「保守主義の三脚の椅子」を土台として、アメリカ政治の傍流に過ぎなかった保守主義を一大勢力へと成長させた。1960年代の参加デモクラシーの隆盛は、一部の保守主義者にとっては「ニュー・クラス」の台頭に他ならず、その支配から民衆を守ることを掲げた人々がネオコンの第1世代を形成することになる⁵⁹⁾。

1980年代のレーガン政権の成立は、ネオコンを中心とするアメリカ保守主義の勝利の瞬間であるかに見えた。それまで公民権運動を後押ししてきたリベラリズムを基調とする司法・法曹界に対する、保守派の巻き返しが展開された。アメリカン・エンタープライズ公共政策研究所(AEI)やヘリテージ財団のようなシンクタンクを通して、国連やNGOの影響力に対する批判が展開された。

今日から振り返るならば、1980年代は保守主義の分裂のはじまりとなったとも評価される。ペイリオコンと称される別の保守主義者たちにとって、ネオコンの介入主義に傾いたレーガン政権やブッシュ政権は反発の対象だった。既存の支配エリートに反発する彼らにとって、レーガンの共和党も同じ穴のムジナにすぎなかった。トランプを支持するに至る保守主義者たちから見れば、反共的な国際主義も経済的リバタリアニズムもリベラリズムの構成要素なのであり、アメリカがこれまで大切にしてきたものを掘り崩しており、本来の社会的保守主義とは相容れないのである。今日のアメリカでは、ネオコンによるトランプ批判が展

開される一方で、トランプの旗印のもとで保守の再編を企て、「新しいナショナリズム」を唱道する動きが進行しているが、そうした構図の起源は80年代に遡る⁶⁰⁾。

そうした分裂の傾向を内にはらみつつも、レーガンの時代は、現在にまで至る政治の「分極化」に付随する、終身制の最高裁判事の椅子をめぐる上からの保守化の起点であり、法曹界にあっては保守派の若い法律家たちによってフェデラリスト協会(Federalist Society)が設立されるなど、下からの保守化の潮流のはじまりでもある。同協会は政府や連邦裁判所のポストを目指すロースクールの学生や若手法律家のコミュニティとして機能しており、トランプ政権期においても司法の保守化を促進するための情報源となり、あるいは人材のプールとなっている⁶¹⁾。

台頭する「ナショナリスト・スクール」の法曹・法学者たちの矛先は、慣習国際法にも向けられた。1980年にアメリカ国内の裁判所において、世界人権宣言等や研究者・政策担当者たちの見解を根拠として慣習国際法として人権を承認し、それを適用する判決が出たことは、画期的な出来事であった。このような考え方は、アメリカの学術研究の影響力と相まって次第に普及し、世界人権宣言の一部は今や慣習国際法となっているという説が有力になっている。判事たちが裁判を通じて、慣習国際法を取り込むかたちで国内法化していくことは、保守派からすれば、先述の「フジイ判決」以来の脅威であった。彼らは、伝統的に国家に対する拘束力を持つと考えられている慣習国際法の正統性に対する攻撃を展開する。人権のような問題は国内領域に属する問題であり、「国際的な」領域に属さない。また、それらは様々な形態の国際合意の産物であり、実際の国家実行を反映しておらず、「慣習法」とはいえないというのである⁶²⁾。『報告書』は、条約が必ずしも人権を守るための最善的手段ではないことを強調するだけでなく、世界人権宣言を含む各種の「ソフト・ロー」が拘束力を持たないこと、拘束力のある規範はナショナルな代表制と同意の手続を経たプロセスによってのみ成立するのだということを強調している⁶³⁾。こうした問題意識は上述のような歴史的文脈のなかで分析されるべきだと思われる。

歴史認識についていえば、1980年代は公民権

運動の記憶の政治利用のはじまりでもあった。マーティン・ルーサー・キングの誕生日を国民の祝日とする法案が成立したのはレーガン政権期の1983年のことであり、以降の歴代大統領はその演説においてしばしばキングの言葉を引用し、称賛してきた。だが、それは、公民権運動の歩みと達成をアメリカン・デモクラシーの強さの証として語るナショナルな物語化の一步だった。人種主義の歴史を認めつつ、それを克服してきた物語としてアメリカの歴史を語ることによって、人種主義は過去の人々の悪しき心の問題として位置づけられ、今なお継続する制度的人種主義を内包する権力構造の問題は等閑視されてしまう。そして、進歩の原動力としてアメリカのデモクラシーの理念の力を強調することによって、運動に関わった人々の経験と主体性がアメリカのナショナリズムに沿うかたちへ読み替えられ、希釈されてしまうのである⁶⁴。

『不可譲の権利委員会報告書』は、こうして20世紀後半より連綿と続いてきた保守主義の歴史の延長線上で、アメリカと国際人権との関係を再編するプロジェクトの一環として位置づけることができるのではない。人権は「小さな場所」から始まるというエレノア・ローズヴェルトの思想それ自体は、誰にとっても首肯し得るものだろう。だが、『報告書』の歴史観やグレンドンによる歴史叙述は、人々の主体性を、国家主権を擁護する方向へと絡め取るかたちで評価するものとなっている。ローズヴェルトを人権のヒロインとして位置づけつつ、彼女の主導した世界人権宣言を、「多元主義」や「補完性原理」といった解釈とともに語り直し、各国における達成を称揚することで、国際人権レジームの役割と意義を限定し、ナショナリズムへと回収しているのである。

3.3 例外主義はどう作用しているか

『報告書』が結論として述べているのは、アメリカが国外で人権を促進する重要な方法は、権利を尊重する社会の模範として振る舞うことだということである。「アメリカ・モデルは、私たちの原理と私たちの政治の不完全さのあいだのギャップを私たち自身が認識し、私たちが他国に求めるのと同じように改善への目に見える努力を示すことができる限りにおいて他国へのインスピレーション

として機能するだろう」⁶⁵。この点に現れているように、トランプ個人の言動とは裏腹に、「不可譲の権利委員会」は例外主義を放棄しているとはいえない。人権外交のあり方を再編し、マクリスケンの表現を用いれば、その力点を「伝道国家」よりも「模範国家」へと移していると評価できるかもしれない。

ここで改めて『不可譲の権利委員会報告書』における、例外主義の機能を考えてみよう。

まず、その歴史認識において、例外主義的な思考が投影されているように見える。先にも触れたように、『報告書』には各所より批評が寄せられてきたが、その1つとして、国際関係論の領域において人権を主題とする研究を切り拓いてきたデイヴィッド・フォーサイスによるものがある。彼が疑問を呈するのは、委員会が当たり前のように建国の父たちと独立宣言および合衆国憲法に特権的地位を与えていることにある。一体どうしてアメリカ以外の国々がアメリカの建国の父たちの理解を人権観の決定的な要素として受容するだろうと思えるのか。たとえば自由の手段としての経済的平等の権利を論じたジャン・ジャック・ルソーにも、自由の手段としてやはり経済の観点を説いたトマス・ペインにも言及しないのはなぜかという点である⁶⁶。建国の政治過程をグローバル/トランスナショナルな視野から描き直す近年の歴史学の蓄積を思えば、アナクロな歴史像というほかないだろう。

また、フォーサイスは『報告書』が重きを置く信教の自由と財産権について、信教の自由がLGBTに対する迫害につながるケースもあること、また、財産権は歴史的に奴隷制や搾取、経済的格差と結びついてきており、1980年代以降には上位1%に対して莫大な富をもたらす一方で中産階級の衰退という事態を招いてきたことを指摘する。『報告書』は信教の自由と財産権を他の権利よりも上位に置くけれども、そうあるべき理由は明瞭ではないのではないかというのである。さらに、『報告書』はアメリカの人権理事会からの離脱について、同理事会が中国やイランのような人権抑圧国が理事となっている現状を根拠として正当化しているけれども、理事会がイランの政策を批判していることについては何も述べていない。さらに、『報告書』はアメリカ自身もまたそのような

人権抑圧国と密接な関係を取り持ってきたこと（たとえば『ワシントン・ポスト』紙記者を殺害したサウジアラビアとの関係）について、完全に沈黙していると批判する⁶⁷⁾。

ドレズナーもまた、『報告書』の歴史・現在認識が内包する矛盾を指摘している。『報告書』は合衆国憲法が歴史的に奴隷制を法的に容認してきたことなど、偽善を含み込んだものだったということを認めているが、それならばさらに付け加えるべきことがあるだろうと。すなわち、『報告書』はヨーロッパの国々が経済的理由によって、人権のバナーを掲げて中露を批判するのではなく受け入れてしまっていることを嘆くけれども、トランプ政権自身もその事例に連なっているのではないかと⁶⁸⁾。さらにフリーダム・ハウスによれば、『報告書』は中国やキューバ、リビアといった人権侵害で悪名高い国々が国連人権理事会で理事国になるなどといった問題点を厳しく批判するけれども、実際のところ、トランプ政権自身の言動こそがこの『報告書』のいう人権規範の危機の源になっている。トランプ大統領自身が、エジプトやトルコ、サウジアラビアのような権威主義的体制の国々による人権侵害を見逃し、さらに中露や北朝鮮のような抑圧的な指導者たちの機嫌を取ろうとすらしえてきたのである⁶⁹⁾。

ジェスパーセンが示したのは、冷静にアメリカと人権の関係史を振り返るならば、アメリカの歴代政権の掲げる理念やレトリックと政策実践のあいだの矛盾はむしろ常態であり、アメリカの人権政策は一貫したものではなく、あやふやな(ambiguous)ものであったということである⁷⁰⁾。にもかかわらず、自国の問題点を見ることなしに人権理事会および国際人権レジームの問題点に目が行くところには、政策論の前提となる世界理解のフレームワークとしてのアメリカ例外主義が機能しているといえるだろう⁷¹⁾。関連して、国際政治学者のスティーヴン・M・ウォルトは、アメリカ例外主義は神話に過ぎないと論じるなかで、以下の5点を指摘している。①アメリカは自国の善行を過大に、悪行を過小に評価する傾向があり、その点において他国と変わらない。②アメリカは歴史的に、幾度も民族浄化や戦争犯罪などの人権侵害を行ってきた。③アメリカには例外主義の前提となるような国民的特質は存在しない。④アメ

リカは確かに世界にあって善いことを行ってきたけれども、それは他の国々や組織も同様である。アメリカの貢献は他者との協働の賜物である。⑤例外主義によって導き出される天命論はしばしば傲慢な対外政策につながってきた⁷²⁾。

最後に、本稿でもう1つの焦点としてきた経済・社会権について考えてみよう。世界人権宣言と合衆国憲法の合致を前提とするうえで、もっとも齟齬が生じるのは前者で明記されている経済・社会権であった。『報告書』は世界人権宣言を読み解き、そこに人権実現のプロセスの多元性や補完性原理を看取する。と同時に、『報告書』は、合衆国憲法が経済・社会権を認めていないこと、国際人権規範の一部として経済・社会権を認めることに消極的だということを認めつつも、他方でアメリカは国内政治の次元において、ニューディールをはじめとする立法や海外援助のようなかたちで、世界人権宣言の提示する経済・社会的目標を実現する努力をしてきたことを強調することで、正当化を試みている。

関連して『報告書』におけるマーティン・ルーサー・キングの位置づけにも注目しよう。『報告書』は、64年公民権法および65年投票権法制定によって市民的政治的権利の平等がアメリカの政治体制のなかに織り込まれ、「黒人が肌の色ではなく人格の中身によって評価される国」に向けて多くのことが達成されてきたと評価しているけれども、そこで都合良く忘却されているのは、キングらが経済的正義や貧困問題など、経済・社会権を求めて闘い続けていた事実である。各種の立法や政策をもってしても世界人権宣言の提示する経済・社会的目標は達成されていない。キングはそのことを明確に認識し、行動していたのである。にもかかわらず、『報告書』はキングを南部のジム・クロウと闘った、すなわち「不可譲の権利」のために、「非暴力」的手段を用いて闘った功労者としてのみ言及する。ここにあるのは、経済・社会権ではなく法的平等を追求したキングという、アメリカの「シビック・ナショナリズム」として都合の良い側面のみを選別し、国民的記憶として共有していこうとする力学なのである⁷³⁾。それもまた、例外主義的な歴史認識のフレームワークの一環なのだとはいえるだろう。

おわりに——せめぎあいのなかの例外主義

かつて中山俊宏が指摘したのは、アメリカの信条体系においては「反国家性」・「愛国心」・「普遍性」という一見相矛盾する心性が矛盾なく併存しており、それがアメリカの保守主義の立脚点となっていること、そしてそこにアメリカの国連不信も根ざしているのだということだった⁽⁷⁴⁾。中山がいうように、アメリカの国連不信は「排外主義的衝動」や「アメリカの帝国化」といった議論では回収できないのだとするならば、トランプ政権による人権外交観の再編、ひいてはトランプ時代の例外主義のゆくえといった論点もまた、トランプ個人の言動やトランプリストの動向とは別のレベルの分析と評価が求められる。

冒頭でも言及したモラヴチックによれば、国際人権に対するアメリカの態度は、権利文化の問題でも、短期的な特定の政策に由来する問題でもなく、アメリカ政治の構造的な現実によるものである。すなわち、国際人権がアメリカ人の理解する民主主義的な理念と矛盾するからというよりも、非中央集権的なアメリカの政治システムによって、保守派が一貫してアメリカ政治で一定の影響力を有することが可能となり、司法や世論にその価値観を埋め込んできたという国内政治の構造とプロセスに起因するというのである⁽⁷⁵⁾。

本稿で見てきたように、ポンペイオおよびグレンドンを議長とする「不可譲の権利委員会」の活動は、保守主義の立場からアメリカの人権外交と国際人権レジームを再定義するものである。モラヴチックに示唆を得て、本稿はこれを、20世紀後半の特に1980年代以降のアメリカ政治の文脈のなかに位置づけながら、分極化するアメリカのせめぎあいのなかに位置づけることを試みた。

ワートハイムによる2018年の小論は、「不可譲の権利委員会」と『報告書』に言及するものではないが、その位置づけについて1つの手がかりとなるかもしれない。例外主義を厭うトランプが提示してきたのは普通のナショナリズムだった。だが、自国を普通の国と考えることに慣れていない多くのアメリカ人にとって、それはアイデンティ

ティの危機である。ニクソンとキッシンジャーの現実主義外交が左右からの批判に晒された歴史から類推すれば、トランプ外交は国内でのクレディビリティにダメージを与えることになり、広範な支持を得られないだろうというのである⁽⁷⁶⁾。『不可譲の権利委員会報告書』とは、そのような正統性の欠如とアイデンティティの危機を受けて、保守主義の側から人権外交と例外主義を再編する試みだったといえるのではないか。

他方で、アメリカ人の国際人権観はより動態的な歴史のなかで理解される必要がある。冷戦期のアメリカの人権 NGO は、経済・社会権に依拠した運動に積極的ではなかった。そもそもアメリカ国内において経済・社会権の認識は広くは普及しておらず、法廷闘争を闘ううえで正当性を認められる見通しが立ちにくかった。限られた資源を自由権の侵害の問題への取り組みへと振り向けることは、それ自体が喫緊の課題であったのみならず、成果を獲得するうえでもより現実的だったのである。だが、このような傾向は、とくに冷戦後になって変わり始めている。ヒューマン・ライツ・ウォッチやアムネスティ・インターナショナルといった代表的な人権 NGO は、アメリカ国内をもケースとして、国際人権諸条約や国際機関にアクセスしながら、経済・社会権にかかわる問題に正面から取り組むようになっていく⁽⁷⁷⁾。先に紹介したように、ポンペイオは、「新しい権利」が国際的な「NGO＝産業複合体」によって発明され、際限なく拡張している現状を批判し、「不可譲の権利委員会」を立ちあげたと語っているが、同委員会とその『報告書』は、国際人権およびとくに経済・社会権をめぐる、せめぎあいの歴史のなかの一つの局面なのである。

[注]

- (1) Gardiner Harris, "Pompeo Vows to Embrace Diplomacy, but Pledges Tougher Line on Russia," *New York Times*, April 11, 2018.
- (2) 委員会のメンバーについては, "Commission on Unalienable Rights: Member Bios" <https://2017-2021.state.gov/commission-on-unalienable-rights-member-bio/index.html> (2025年1月6日最終閲覧)を参照。
- (3) "Report of the Commission on Unalienable Rights," <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/07/Draft-Report-of-the-Commission-on-Unalienable-Right>

s.pdf (2025 年 1 月 6 日最終閲覧)。『報告書』は以下のような構成となっている。

- I. Introduction
- II. The Distinctive American Rights Tradition
 - A. The Declaration of Independence
 - B. The Constitution
 - C. Lincoln's Return to the Declaration
 - D. Post-Civil War Reforms
 - E. America's Founding Principles and the World
- III. U.S. Commitments to International Rights Principles
 - A. The Universal Declaration of Human Rights and the United States
 - B. Reading the Universal Declaration
 - C. Persistent Questions Regarding the UDHR
- IV. Human Rights in U.S. Foreign Policy
 - A. Foreign Policy and Freedom
 - B. Constitutional Structure, Statutory Context, and Treaty Obligations
 - C. New Challenges
 - D. Human Rights in a Multidimensional Foreign Policy
- V. Concluding Observations

- (4) *Mandate for Leadership: The Conservative Promise*, https://static.project2025.org/2025_MandateForLeadership_FULL.pdf (2024 年 12 月 6 日閲覧), p.192.
- (5) 本稿校正時の 2025 年 2 月 4 日, トランプ政権は再び人権理事会から離脱する大統領令に署名した。なお, 中山俊宏は, オバマ政権の「退却志向」は「力の行使」に関するものであり, グローバル・ガバナンス的な関与を否定するものではなかったと指摘している。遠藤・大芝・中山・宮城・古城「座談会：国際秩序は揺らいでいるのか」『国際問題』668 号, 2018 年 1 月, 2 頁。
- (6) 三牧聖子は「例外主義」を厭うトランプの発言等を紹介しつつ, 「例外主義」を内包するアメリカ外交の歴史において, トランプ外交は「重大な断絶」をもたらすものだとして評価している。三牧聖子, 『Z 世代のアメリカ』NHK 出版新書, 2023 年, 第一章。Stephen Wertheim, "Trump Against Exceptionalism: The Sources of Trumpian Conduct," Robert Jervise, Francis J. Gavin, Joshua Rovner, and Diane N. Labrosse, eds, *Chaos in the Liberal Order: The Trump Presidency and International Politics in the Twenty-First Century*, Columbia University Press, 2018 も参照。
- (7) サンドリンの研究は『報告書』を対象とするものではないが, 言説レベルにおいてトランプ政権は歴代政権と比して人権への言及が少ないことを示しつつも,

- 「政策の慣性」という要因により, 対外援助政策の実践のレベルにおける人権の位置づけという点においてトランプ政権はオバマ政権と差異がないことを実証しており, 一般のイメージと異なる実像を示すものとなっている。Evan W. Sandlin, "The Trump Administration Versus Human Rights: Executive Agency or Policy Inertia?" *Human Rights Review*, 2022, 23: 333-359.
- (8) 中野耕太郎, 「ポスト・トゥルース時代の歴史認識—米国「歴史戦争」から一六一九年プロジェクト論争へ—」『歴史評論』878 号, 2023 年 6 月。
- (9) Mike Pompeo, *Never Give An Inch: Fighting for the America I Love*, Broadside Books, 2023. pp.222-227.
- (10) Trevor B. McCrisken, "Exceptionalism," *Encyclopedia of American Foreign Policy*, second edition, Vol.2, Charles Scribner's Sons, 2002, pp.63-65.
- (11) Michael Ignatieff, "Introduction: American Exceptionalism and Human Rights," Ignatieff, eds, *American Exceptionalism and Human Rights*, Princeton University Press, 2005, Ch.1.
- (12) そのような説明として, McCrisken, "Exceptionalism"; 古矢旬『アメリカ 過去と現在の間』, 岩波書店, 2004 年。
- (13) Hilde Eliassen Restad, *American Exceptionalism: An Idea that made a nation and remade the world*, Routledge, 2015.
- (14) John Gerard Ruggie, "American Exceptionalism, Exemptionalism, and Global Governance," Ignatieff, eds, *American Exceptionalism*, ch.11.
- (15) Andrew Moravcsik, "The Paradox of U.S. Human Rights Policy," Ignatieff, eds, *American Exceptionalism*, ch.6.
- (16) 1970 年代からトランプ時代に至る現代アメリカ政治史の通史として古矢旬『グローバル時代のアメリカ—冷戦時代から 21 世紀』, 岩波書店, 2020 年。
- (17) Ilia Xypolia, *Human Rights, Imperialism, and Corruption in US Foreign Policy*, Palgrave McMillan, 2022, pp.43-45. 日本では西住祐亮の研究が「不可譲の権利委員会」設置に言及しているが, 『報告書』を分析するものではない。西住祐亮, 「アメリカ外交と性的少数者 (LGBT) の権利—内政と外交の連関に注目して—」『清泉女子大学人文科学研究紀要』第 43 号, 2022 年 3 月, 127-128 頁。
- (18) 中條献, 「変化する「ナショナリズム」—アメリカ合衆国の国民統合と公民権運動の歴史解釈」『アメリカ史研究』第 27 号, 2004 年。
- (19) Hope Lewis, "New' Human Rights?: U.S. Ambivalence Toward the International Economic and Social Rights Framework." Cynthia Soohoo, Catherine

- Albisa, and Martha F. Davis, eds, *Bringing Human Rights Home: A History of Human Rights in the United States*, University of Pennsylvania Press, 2007.
- (20) Jeanne Theoharis, *A More Beautiful and Terrible History: The Uses and Misuses of Civil Rights History*, Beacon Press, 2018.
- (21) "Report of the Commission on Unalienable Rights," p.12.
- (22) Ibid., p.15.
- (23) Ibid., p.19.
- (24) Ibid., p.19.
- (25) Ibid., p.20.
- (26) Ibid., p.21.
- (27) Ibid., pp.22-24.
- (28) Ibid., p.24.
- (29) Ibid., p.24.
- (30) Ibid., pp.29-30.
- (31) Ibid., pp.31-32.
- (32) Ibid., pp.32-33.
- (33) Ibid., p.33.
- (34) Ibid., pp.34-35.
- (35) Ibid., pp.36-37.
- (36) Ibid., pp.37-38.
- (37) Ibid., pp.38-40.
- (38) 独立宣言を重視するという点で『報告書』は、同じ原意主義者であってもアントニン・スカーリアよりもクラレンス・トーマスの憲法論に近似していると思われる。スカーリアとトーマスの理論については団上智也、「クラレンス・トーマス裁判官の憲法理論—我が道を行く原意主義者の足跡を辿って—」『法政治研究』第8号, 2022年。
- (39) "Report of the Commission on Unalienable Rights," pp.47-48.
- (40) Ibid., p.48.
- (41) Ibid., pp.49-52.
- (42) Mike Pompeo and Nikki Haley, "Remarks on the UN Human Rights Council," June 19, 2018, <https://2017-2021.state.gov/remarks-on-the-un-human-rights-council/> (2025年1月6日最終閲覧)
- (43) "Report of the Commission on Unalienable Rights," p.58.
- (44) Ibid., p.58.
- (45) Mary Ann Glendon, *A World Made New: Eleanor Roosevelt and Drafting of the Universal Declaration of Human Rights*, Random House, 2002, pp.86-88.
- (46) Glendon, *A World Made New*, pp.235-237.
- (47) Mark Philip Bradley, *The World Reimagined: Americans and Human Rights in the Twentieth Century*, Cambridge University Press, 2016, pp.93, 106.
- (48) "U.N. Charter Voids A California Law," *New York Times*, 1950.4.26.
- (49) Natalie Hevener Kaufman, *Human Rights and the Senate: A History of Opposition*, The University of North Carolina Press, 1990, ch.4.
- (50) アミタフ・アチャリア, 『アメリカ世界秩序の終焉—マルチプレックス世界のはじまり』, ミネルヴァ書房, 2022年。
- (51) Paul Gordon Lauren, *The Evolution of International Human Rights: Visions Seen*, University of Pennsylvania Press, 2003.
- (52) 最上敏樹, 『国連とアメリカ』, 岩波書店, 2005年。
- (53) Daniel P. Moynihan, "The United States in Opposition," *Commentary*, (March 1975). マーク・マンゾワー, 『国際協調の先駆者たち 理想と現実の200年』, NTT出版, 2015年, 第11章も参照。
- (54) "Comments on the Commission on Unalienable Rights' Draft Report," Website of Freedom House, July 22, 2020, <https://freedomhouse.org/article/comments-commission-unalienable-rights-draft-report> (2025年1月6日最終閲覧)
- (55) Kenneth Roth, "Pompeo's Commission on Unalienable Rights Will Endanger Everyone's Human Rights," Website of Human Rights Watch, August 27, 2020, <https://www.hrw.org/news/2020/08/27/pompeo-commission-unalienable-rights-will-endanger-everyones-human-rights> (2025年1月6日最終閲覧)
- (56) Daniel W. Drezner, "Let's grade the Commission on Unalienable Rights!," *The Washington Post*, July 20, 2020, <https://www.washingtonpost.com/outlook/2020/07/20/lets-grade-commission-unalienable-rights/> (2025年1月6日最終閲覧)
- (57) マイケル・イグナティエフ, 『人権の政治学』, 風行社, 2006年, 40-41頁。
- (58) Pompeo, *Never Give An Inch*. pp.222-227.
- (59) 井上弘貴, 『アメリカ保守主義の思想史』, 青土社, 2020年。ネオコン台頭までのアメリカ保守主義の系譜については, 中山俊宏, 『アメリカン・イデオロギー—保守主義運動と政治的分断』, 勁草書房, 2013年; 古矢, 『アメリカ 過去と現在の間』。
- (60) 井上, 『アメリカ保守主義の思想史』, 特に第5章, 第6章。
- (61) 古矢, 『グローバル時代のアメリカ』, 71-74頁。
- (62) Ruggie, "American Exceptionalism, Exemptionalism, and Global Governance," pp.324-325; 江藤淳一, 「人権と慣習国際法—アメリカ判例を中心として」『東洋法学』, 31巻, 1・2号, 1988年。
- (63) "Report of the Commission on Unalienable Rights," p.41.

- (64) Theoharis, *A More Beautiful and Terrible History*.
 - (65) "Report of the Commission on Unalienable Rights," pp.54-55.
 - (66) David Forsythe, "Pompeo's Commission on Unalienable Rights," *Open Global Rights*, October 29, 2020, <https://www.openglobalrights.org/pompeos-commission-on-unalienable-rights/> (2025年1月6日最終閲覧)
 - (67) Forsythe, "Pompeo's Commission on Unalienable Rights."
 - (68) Drezner, "Let's grade the Commission on Unalienable Rights!."
 - (69) "Comments on the Commission on Unalienable Rights' Draft Report."
 - (70) T. Christopher Jespersen, "Human Rights," *Encyclopedia of American Foreign Policy*, second edition, Vol.2, pp.173-185.
 - (71) McCrisken, "Exceptionalism," p.78.
 - (72) Stephen M. Walt, "The Myth of American Exceptionalism," *Foreign Policy*, October 11, 2011.
 - (73) 黒崎真,『マーティン・ルーサー・キングー非暴力の闘士』, 岩波書店, 2018年, 第6章。Theoharis, *A More Beautiful and Terrible History* も参照。
 - (74) 中山俊宏,『介入するアメリカ 理念国家の世界観』, 勁草書房, 2013年, 79-80頁。
 - (75) Moravcsik, "The Paradox of U.S. Human Rights Policy."
 - (76) Wertheim, "Trump Against Exceptionalism," pp.128-132.
 - (77) Lewis, "New' Human Rights?," pp.130-132.
- [参考文献]
- [1] Bradley, Mark Philip, *The World Reimagined: Americans and Human Rights in the Twentieth Century*, Cambridge University Press, 2016.
 - [2] Commission on Unalienable Rights, "Report of the Commission on Unalienable Rights," <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/07/Draft-Report-of-the-Commission-on-Unalienable-Rights.pdf>
 - [3] Drezner, Daniel W., "Let's grade the Commission on Unalienable Rights!," *The Washington Post*, July 20, 2020, <https://www.washingtonpost.com/outlook/2020/07/20/lets-grade-commission-unalienable-rights/>
 - [4] Forsythe, David, "Pompeo's Commission on Unalienable Rights," *Open Global Rights*, October 29, 2020, <https://www.openglobalrights.org/pompeos-commission-on-unalienable-rights/>
 - [5] Freedom House, "Comments on the Commission on Unalienable Rights' Draft Report," Website of Freedom House, July 22, 2020, <https://freedomhouse.org/article/comments-commission-unalienable-rights-draft-report>
 - [6] Glendon, Mary Ann, *A World Made New: Eleanor Roosevelt and Drafting of the Universal Declaration of Human Rights*, Random House, 2002.
 - [7] Ignatieff, Michael, eds, *American Exceptionalism and Human Rights*, Princeton University Press, 2005
 - [8] Jespersen, Christopher, T "Human Rights," *Encyclopedia of American Foreign Policy*, second edition, Vol.2, Charles Scribner's Sons, 2002, 173-185.
 - [9] Kaufman, Natalie Hevener, *Human Rights and the Senate: A History of Opposition*, The University of North Carolina Press, 1990.
 - [10] Lauren Paul Gordon, *The Evolution of International Human Rights: Visions Seen*, University of Pennsylvania Press, 2003.
 - [11] Lewis, Hope, "New' Human Rights?: U.S. Ambivalence Toward the International Economic and Social Rights Framework." Cynthia Soohoo, Catherine Albisa, and Martha F. Davis, eds, *Bringing Human Rights Home: A History of Human Rights in the United States*, University of Pennsylvania Press, 2007.
 - [12] McCrisken, Trevor B., "Exceptionalism," *Encyclopedia of American Foreign Policy*, second edition, Vol.2, Charles Scribner's Sons, 2002, 63-65.
 - [13] Moynihan, Daniel P., "The United States in Opposition," *Commentary*, March 1975.
 - [14] Pompeo, Mike, *Never Give An Inch: Fighting for the America I Love*, Broadside Books, 2023.
 - [15] Restad, Hilde Eliassen, *American Exceptionalism: An Idea that made a nation and remade the world*, Routledge, 2015.
 - [16] Roth, Kenneth, "Pompeo's Commission on Unalienable Rights Will Endanger Everyone's Human Rights," Website of Human Rights Watch, August 27, 2020, <https://www.hrw.org/news/2020/08/27/pompeos-commission-unalienable-rights-will-endanger-everyones-human-rights>
 - [17] Ruggie, "American Exceptionalism, Exemptionalism, and Global Governance," Ignatieff, Michael, eds, *American Exceptionalism and Human Rights*, Princeton University Press, 2005.
 - [18] Sandlin, Evan W, "The Trump Administration Versus Human Rights: Executive Agency or Policy Inertia?" *Human Rights Review*, 2022, 23: 333-359.
 - [19] Theoharis, Jeanne, *A More Beautiful and Terrible History: The Uses and Misuses of Civil Rights History*, Beacon Press, 2018.
 - [20] Walt, Stephen M., "The Myth of American Exceptionalism," *Foreign Policy*, October 11, 2011.
 - [21] Wertheim, Stephen, "Trump Against Exceptional-

- ism: The Sources of Trumpian Conduct,” Robert Jervice, Francis J. Gavin, Joshua Rovner, and Diane N. Labrosse, eds, *Chaos in the Liberal Order: The Trump Presidency and International Politics in the Twenty-First Century*, Columbia University Press, 2018
- [22] Xypolia, Ilia, *Human Rights, Imperialism, and Corruption in US Foreign Policy*, Palgrave McMilan, 2022.
- [23] アチャリア, アミタフ, 『アメリカ世界秩序の終焉—マルチプレックス世界のはじまり』, ミネルヴァ書房, 2022 年。
- [24] イグナティエフ, マイケル, 『人権の政治学』, 風行社, 2006 年。
- [25] 井上弘貴, 『アメリカ保守主義の思想史』, 青土社, 2020 年。
- [26] 江藤淳一, 「人権と慣習国際法—アメリカ判例を中心として」『東洋法学』, 31 巻, 1・2 号, 1988 年。
- [27] 遠藤乾・大芝亮・中山俊宏・宮城大蔵・古城佳子「座談会：国際秩序は揺らいでいるのか」『国際問題』668 号, 2018 年 1 月。
- [28] 黒崎真, 『マーティン・ルーサー・キング—非暴力の闘士』, 岩波書店, 2018 年。
- [29] 団上智也, 「クラレンス・トーマス裁判官の憲法理論—我が道を行く原意主義者の足跡を辿って—」『法政治研究』第 8 号, 2022 年。
- [30] 中條猷, 「変化する「ナショナリズム」—アメリカ合衆国の国民統合と公民権運動の歴史解釈」『アメリカ史研究』第 27 号, 2004 年。
- [31] 中野耕太郎, 「ポスト・トゥルース時代の歴史認識—米国「歴史戦争」から一六一九年プロジェクト論争へ—」『歴史評論』878 号, 2023 年 6 月。
- [32] 中山俊宏, 『アメリカン・イデオロギー—保守主義運動と政治的分断』, 勁草書房, 2013 年。
- [33] 中山俊宏, 『介入するアメリカ—理念国家の世界観』, 勁草書房, 2013 年。
- [34] 西住祐亮, 「アメリカ外交と性的少数者 (LGBT) の権利—内政と外交の連関に注目して—」『清泉女子大学人文科学研究所紀要』第 43 号, 2022 年 3 月。
- [34] 古矢旬, 『アメリカ—過去と現在の間』, 岩波書店, 2004 年。
- [35] 古矢旬, 『グローバル時代のアメリカ—冷戦時代から 21 世紀』, 岩波書店, 2020 年。
- [36] マゾワー, マーク『国際協調の先駆者たち—理想と現実の 200 年』, NTT 出版, 2015 年。
- [37] 三牧聖子, 『Z 世代のアメリカ』, NHK 出版新書, 2023 年。
- [38] 最上敏樹, 『国連とアメリカ』, 岩波書店, 2005 年。